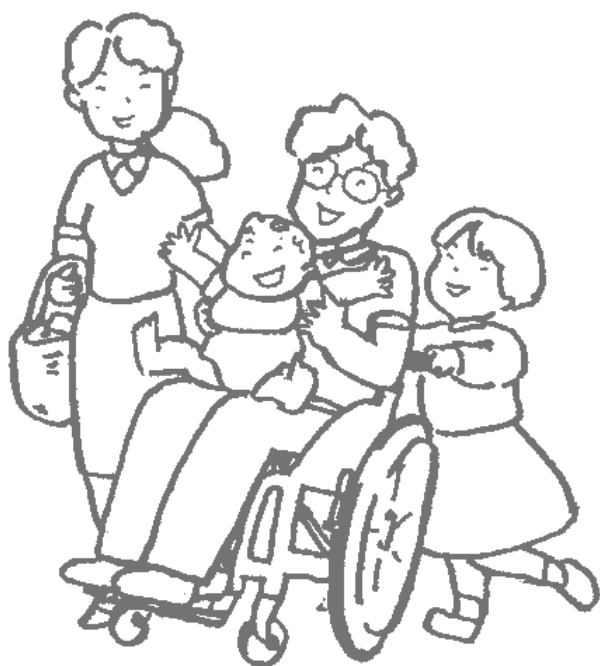


綾部市の

障害者福祉制度

利用者・支援者ハンドブック



令和5年7月

綾部市福祉保健部障害者支援課

★ 目次

障害者総合支援法の目的	1
障害者総合支援法の対象	1
障害福祉制度利用に伴うマイナンバーの取り扱いについて	2
障害福祉サービスについて	3
居宅介護（ホームヘルパー）【介護給付】	3
重度訪問介護【介護給付】	3
同行援護【介護給付】	4
行動援護【介護給付】	4
療養介護【介護給付】	5
生活介護【介護給付】	5
短期入所（ショートステイ）【介護給付】	6
重度障害者等包括支援【介護給付】	7
施設入所支援【介護給付】	7
自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】	8
自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】	8
宿泊型自立訓練【訓練等給付】	9
自立生活援助【訓練等給付】	9
就労移行支援【訓練等給付】	10
就労定着支援【訓練等給付】	10
就労継続支援A型（雇成型）【訓練等給付】	11
就労継続支援B型（非雇成型）【訓練等給付】	12
共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】	13
地域移行支援【地域相談支援給付】	14
地域定着支援【地域相談支援給付】	14
サービス利用支援【計画相談支援】	15
継続サービス利用支援【計画相談支援】	15
共生型サービスについて	15
同行援護アセスメント票	16
視力確認表（同行援護関係）	17
行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表	18
通院について	19
暫定支給決定	19
特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用について	20
就労移行支援（養成施設を除く）の3年目の利用	20
指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について	21
モニタリングの頻度	22
特別地域加算対象地域	23
児童固有のサービス	24
サービスの対象となる児童	25
障害児の調査項目（5領域11項目）	26

放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について	27
障害福祉サービスの利用のしかた	28
障害福祉サービスを利用したときにかかる費用	30
介護保険サービスの利用者負担軽減	33
自立支援医療	34
障害者自立支援医療特別対策事業	35
補装具費の支給	36
補装具の借り受けについて	38
軽・中等度難聴児支援事業について	39
地域生活支援事業	40
日常生活用具給付対象品目（別表）	42
住宅を改修したい時は	46
日中一時支援事業について	47
移動支援事業について	48
相談支援のしくみ	49
支援センターとは	50
障害者手帳について	51
身体障害者手帳を受け取られた方に	51
療育手帳を受け取られた方に	53
精神障害者保健福祉手帳を受け取られた方に	54
難病の方に障害福祉サービスをご利用いただくために	56
駐車禁止除外指定車標章について	57
タクシーやフロンティアの利用券について	58
自動車税（種別割・環境性能割）の減免について	59
障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）	61
市内の障害福祉サービス事業所	64

★ 障害者総合支援法の目的

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

★ 障害者総合支援法の対象

法第4条に定める「障害者」、「障害児」の定義は以下のとおりです。ただし、これに該当するかしないかに関わらず、お困りのことがあればご相談ください。

○身体障害者

下記の障害による身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。

- 視覚障害 ○聴覚又は平衡機能の障害 ○音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 肢体不自由 ○心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ○ぼうこう又は直腸の機能の障害
- 小腸の機能の障害 ○ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 ○肝臓の機能の障害

○知的障害者

基本的に療育手帳をお持ちの方が対象です。療育手帳の交付基準は以下のとおりです。

- 発達指数又は知能指数が75以下であること
- 社会生活能力の障害が軽度以上であること
- 発症時期が18歳未満であること

○精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者）

基本的に精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方が対象です。その他、下記のいずれかの書類により対象者であることを確認することもできます。

- 精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類（年金証書等）
- 医師の診断書（原則として主治医が記載し、ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）

○難病患者等

61ページに記載の疾患により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている方が対象です。診断書又は特定疾患医療受給者証等で対象疾患か確認します。（難病法及び特定疾患治療研究事業における医療費助成の対象疾患と同一ではありませんのでご注意ください）

○障害児

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）のある児童又は難病児が対象です。

★ 障害福祉制度利用に伴うマイナンバーの取り扱いについて

障害福祉サービスなどの申請手続きの際には個人番号（マイナンバー）を申請書類等に記入する必要があります。また本人確認も実施されますので予め必要な書類を用意してください。

1	代理人であるか 確認	対象者以外の方が手続きをされる場合には、委任状や、対象者しか持ち得ない書類（障害者手帳や健康保険証など）を預かってこられているかなどを確認します。
↓		
2	本人であるか 確認	手続きをされる方が対象者本人または委任を受けた代理人本人に間違いがないかを顔写真付き証明書（免許証や障害者手帳など）1点またはその他証明書（健康保険証や年金手帳など）2点で確認します。
↓		
3	個人番号の 確認	対象者の個人番号を番号カード、通知カード、住民票の写しなどで確認します。

マイ ナ ン バ ー が 必 要	身体障害者手帳（再交付を除く）、精神障害者保健福祉手帳（再交付を除く） 障害福祉サービス（居宅介護、施設入所など） 障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービスなど） 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）、自立支援医療特別対策事業 特別障害者手当・障害児福祉手当 補装具費の支給、日常生活用具の給付等、すこやか住まい改修事業 移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター 訪問生活介護事業、訪問入浴サービス事業、居宅医療的ケア支援事業 重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業
マイ ナ ン バ ー は 不 要	療育手帳 タクシーやフロンティアの利用券、有料道路の割引、NHK放送受信料の減免 意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記者の派遣） 更生訓練費支給事業、自動車運転免許取得教習費・改造費助成 成年後見制度利用支援事業、視覚障害者歩行訓練、軽・中等度難聴児支援事業 心身障害者扶養共済

通知カードによる個人番号の確認について

通知カードについては、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、個人番号の確認資料として利用可能です。

通知カード廃止後に発行される個人番号通知書は、マイナンバー法上の番号確認書類や身元確認書類としては利用できませんのでご注意ください。

手続きが困難であるときは・・・

事情をお聞きした上で、申し立てをしていただくなど、解決策を相談させていただきます。マイナンバーが記載できないことで申請書などを受け付けないといったことはありません。

★ 障害福祉サービスについて

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

居宅介護（ホームヘルパー）【介護給付】	
内 容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。また、通院、公的手続き又は障害福祉サービスの利用にかかる相談のために官公署に訪れる際や相談の結果障害福祉サービス事業所等へ見学に行く際の介助も行います。（通院等介助）
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害支援区分1以上である者（児童にあっては障害児の調査項目により、これに相当する状態） ○ 家事援助については、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者 ○ 通院等介助（身体介護を伴う）については下記のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ア) 区分2以上であること イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つ以上「支援が不要」以外（「歩行」は全面的な支援が必要）と認定されていること
加 算 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別地域加算 ② 2人介護可
支給期間	最大1年間（更新可能）

重度訪問介護【介護給付】	
内 容	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。</p> <p>※ 1日につき3時間を超える支給が基本です。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害支援区分4以上（病院等に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）であって、下記のいずれかに該当する者（児童は含まない） <ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれにも該当していること <ul style="list-style-type: none"> ア) 二肢以上に麻痺等があること。 イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
加 算 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別地域加算 ② 2人介護可 ③ 100分の8.5⇒区分6に該当する者 ④ 100分の15⇒対象者①に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者 ⑤ 同行支援可⇒熟練ヘルパーによる同行支援の承認
支給期間	最大1年間（更新可能）

同行援護【介護給付】	
内 容	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出は対象となりません。 入院中（療養介護含む）の外出・外泊のため医療機関から同行援護を利用することもできます。
対 象 者	○ 同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者 ※ 区分3以上が見込まれる場合のみ障害支援区分認定をします。
加 算 等	① 特別地域加算 ② 2人介護可 ③ 20%加算（区分3該当者加算）⇒区分3に該当する者（障害児はこれに相当する支援の度合） ④ 40%加算（区分4以上該当者加算）⇒区分4以上に該当する者（障害児はこれに相当する支援の度合） ⑤ 25%加算（盲ろう者該当加算）⇒盲ろう者（対象者であり、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。） ※ ③及び⑤又は、④及び⑤の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。
支給期間	最大1年間（更新可能）

行動援護【介護給付】	
内 容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。 居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護が利用可能です。
対 象 者	○ 障害支援区分3以上（児童にあっては障害児の調査項目により、これに相当する状態）であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（障害児はこれに相当する支援の度合）
加 算 等	① 特別地域加算 ② 2人介護可
支給期間	最大1年間（更新可能）

療養介護【介護給付】	
内 容	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
対 象 者	<p>○ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分5以上に該当し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>イ) 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者</p> <p>ウ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（表2参照）であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>エ) 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</p> <p>③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者</p>
支給期間	最大3年間

生活介護【介護給付】	
内 容	主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
対 象 者	<p>○ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p>
加 算 等	<p>① 重度支援（重心）⇒重症心身障害者（重度障害者支援加算（Ⅰ）対象者）</p> <p>② 重度支援（知的）⇒障害支援区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が10点以上である者（重度障害者支援加算（Ⅱ）対象者）</p>
支給期間	最大3年間（更新可能）

短期入所（ショートステイ）【介護給付】	
内 容	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。</p> <p>日中は他の通所サービスを利用することも可能です。</p> <p>※ 「医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所」以外は全て宿泊を伴うものに限ります</p> <p>○ 利用日数について</p> <p>① 長期（連続）利用日数の上限設定</p> <p>ア）長期（連続）利用日数については、30日までを限度とします。</p> <p>イ）なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能です。</p> <p>② 年間利用日数の適正化</p> <p>年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安とします。</p> <p>※ 長期（連続）利用日数及び年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、例外的にこれらの日数を超えることを認めることがあります。</p>
対 象 者	○ 障害支援区分1以上である者（児童にあっては障害児の調査項目により区分1以上）
加 算 等	<p>① 医療型（療養介護）⇒療養介護対象者</p> <p>② 医療型（重心・医ケア）⇒重症心身障害児、医療的ケア児（医療的ケア判定スコア16点以上）</p> <p>③ 医療型（その他）⇒遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する者（療養介護対象者を除く。）</p> <p>④ 重度支援（強度行動障害の場合、その旨も記載）⇒重度障害者支援加算対象者（重度障害者等包括支援の対象となる状態の者）</p> <p>⑤ 医療連携体制加算（医ケア）対象者⇒医療的ケア判定スコア16点以上（医療連携体制加算（VI）対象者）</p> <p>※ 重症心身障害とは、原則として療育手帳A判定かつ身体障害者手帳1級又は2級の状態</p>
支給期間	最大1年間（更新可能）

重度障害者等包括支援【介護給付】	
内 容	介護の必要の程度が著しく高く常時介護を要する障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、自立訓練、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び共同生活援助を包括的に提供します。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害支援区分6（児童にあってはこれに相当する状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者 ① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） イ) 最重度知的障害者（Ⅱ類型） ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）
加 算 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 特別地域加算 ② 地域生活移行個別支援⇒地域生活移行個別支援特別加算 ③ 精神障害者地域移行⇒精神障害者地域移行特別加算 ④ 強度行動障害者地域移行⇒強度行動障害者地域移行特別加算 ⑤ 医療連携体制加算（医ケア）対象者⇒医療的ケア判定スコア16点以上（医療連携体制加算（Ⅵ）対象者） ⑥ 共同生活援助利用型
支給期間	最大1年間（更新可能）

施設入所支援【介護給付】	
内 容	主として夜間において、入所施設にて入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常時介護等の支援が必要な者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 生活介護を受けている者であって障害程度が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である者 ② 自立訓練又は就労移行支援を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの ③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者 ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
加 算 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 重度支援（身体・基本）⇒医師意見書により特別な医療が必要とされる身体障害者（②を除く）（重度障害者支援加算（Ⅰ）対象者） ② 重度支援（身体・重度）⇒区分6かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者（重度障害者支援加算（Ⅰ）対象者） ③ 重度支援（知的）⇒障害支援区分の認定調査項目のうち12項目の調査等の合計点数が10点以上である者（重度障害者支援加算（Ⅱ）対象者） ④ 地域生活移行個別支援⇒地域生活移行個別支援特別加算
支給期間	最大3年間

自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】	
内 容	障害者支援施設若しくはサービス事業所、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 盲・ろう・特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等
加 算 等	① 視覚障害 ② 特別地域加算 ③ 社会生活支援⇒社会生活支援特別加算対象者
支給期間	最大1年間、標準利用期間1年6か月（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間） 暫定支給決定あり ※ 市町村審査会の個別審査により最大1年間の更新が可能な場合があります。

自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】	
内 容	障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。 視覚障害者に対する歩行訓練等も実施します。
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
加 算 等	① 視覚障害 ② 特別地域加算 ③ 社会生活支援⇒社会生活支援特別加算対象者 ④ 退院支援施設⇒精神障害者退院支援施設利用
支給期間	最大1年間、標準利用期間2年（長期入院していた又はこれに類する事由（長期間のひきこもりや発達障害等）のある障害者にあつては3年間） 暫定支給決定あり ※ 市町村審査会の個別審査により最大1年間の更新が可能な場合があります。

宿泊型自立訓練【訓練等給付】	
内 容	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
対 象 者	○ 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者のうち次のいずれかに該当する者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等
加 算 等	① 長期入院等⇒長期間入院していた者等であること ② 地域生活移行個別支援⇒地域生活移行個別支援特別加算対象者 ③ 精神障害者地域移行⇒精神障害者地域移行特別加算対象者 ④ 強度行動障害者地域移行⇒強度行動障害者地域移行特別加算対象者
支給期間	最大1年間、原則的な利用期間2年（長期入院していた又はこれに類する事由（長期間のひきこもりや発達障害等）のある障害者にあっては3年間） ※ それ以上の期間利用を希望する場合には市町村審査会の個別審査の結果により支給決定の更新がされます。

自立生活援助【訓練等給付】	
内 容	定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、 ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか ・ 公共料金や家賃に滞納はないか ・ 体調に変化はないか、通院しているか ・ 地域住民との関係は良好か などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する者 ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※） ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※） ※ 自立生活援助による支援が必要な者の例 ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合 ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等） ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合 ※ 地域定着支援との併用はできません。
加 算 等	① 退所後等1年未満⇒施設の退所等又は市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年未満の者 ② 退所後等1年以上・その他⇒施設の退所等若しくは市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以上又はそれ以外の者 ③ 特別地域加算
支給期間	最大1年間、標準利用期間1年 ※ 市町村審査会の個別審査により必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。

就労移行支援【訓練等給付】	
内 容	就労を希望する65歳未満の障害者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、通勤の訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
対 象 者	① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者
加 算 等	① 退院支援施設⇒精神障害者退院支援施設利用者 ② 在宅利用⇒通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者 ③ 在宅時生活支援⇒通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（在宅利用者）であって、ホームヘルパーによる生活支援が必要と判断した利用者 ④ 社会生活支援⇒社会生活支援特別加算対象者
支給期間	最大1年間、標準利用期間2年（養成施設は3年又は5年） 暫定支給決定あり ※ 市町村審査会の個別審査により最大1年間の更新が可能な場合があります。

就労定着支援【訓練等給付】	
内 容	就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施し、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。 ※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行います。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとされています。
対 象 者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労し6か月が経過した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。 ※ 自立生活援助及び訪問型自立訓練（生活訓練）との併用はできません。
支給期間	最大1年間、標準利用期間3年6月から就労継続期間を除いた期間（経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぎます。） 暫定支給決定なし

就労継続支援A型（雇成型）【訓練等給付】	
内 容	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対 象 者	<p>○ 次のいずれかに該当する者であって、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>
加 算 等	<p>① 雇用無⇒雇用契約を締結しない者</p> <p>② 雇用有⇒雇用契約を締結する者</p> <p>③ 障害年金1級⇒障害基礎年金1級受給者</p> <p>④ 在宅利用⇒通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者</p> <p>⑤ 在宅時生活支援⇒通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（在宅利用者）であって、ホームヘルパーによる生活支援が必要と判断した利用者</p> <p>⑥ 社会生活支援⇒社会生活支援特別加算対象者</p>
支給期間	最大3年間（更新可能） 暫定支給決定あり

就労継続支援B型（非雇用型）【訓練等給付】	
内 容	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
対 象 者	<p>○ 次のいずれかに該当する者</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①、②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成手続きを経た上で市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
加 算 等	<p>① 障害年金1級⇒障害基礎年金1級受給者</p> <p>② 在宅利用⇒通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者</p> <p>③ 在宅時生活支援⇒通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（在宅利用者）であって、ホームヘルパーによる生活支援が必要と判断した利用者</p> <p>④ 社会生活支援⇒社会生活支援特別加算対象者</p>
支給期間	最大1年間（支給決定時に50歳以上の者は3年）（更新可能）

共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】

<p>内 容</p>	<p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス包括型 グループホーム事業者が自ら介護を行います。 ○ 外部サービス利用型 グループホーム事業者が委託した外部の居宅介護事業者が介護を行います。 ○ サテライト型住居 本体住居との密接な連携を前提として1人暮らしに近い形態で生活します。 ○ 日中サービス支援型 障害者の重度化・高齢化に対応できるよう、常時の支援体制を確保し、日常の介護はもとより外出や余暇活動等の社会生活上の支援を行います。また、短期入所を併設します。 <p>※ 長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用も可能です。</p>												
<p>対 象 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者 ○ 身体障害者については下記のいずれかに該当する者とする ① 65歳未満の者 ② 65歳になる以前に障害福祉サービス若しくはこれに準ずるもの（身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給等を含む）を利用したことがある者 ○ 入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合は障害支援区分の認定が必要で、区分に応じて受託居宅介護サービスの支給標準時間が異なります。 <p style="text-align: center;">※受託居宅介護サービスの支給標準時間</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>【区分2】</td> <td>150分/月</td> <td>【区分3】</td> <td>600分/月</td> </tr> <tr> <td>【区分4】</td> <td>900分/月</td> <td>【区分5】</td> <td>1,300分/月</td> </tr> <tr> <td>【区分6】</td> <td>1,900分/月</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害支援区分4以上で一定の要件に該当すると個人単位で居宅介護等の利用ができます。（令和6年3月31日まで） ○ 日中サービス支援型については、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない者（日によって利用することができない者を含む）とする 	【区分2】	150分/月	【区分3】	600分/月	【区分4】	900分/月	【区分5】	1,300分/月	【区分6】	1,900分/月		
【区分2】	150分/月	【区分3】	600分/月										
【区分4】	900分/月	【区分5】	1,300分/月										
【区分6】	1,900分/月												
<p>支給期間</p>	<p>最大3年間（更新可能）、地域移行型ホームは最大2年間、サテライト型住居は最大3年間。（地域移行型ホーム及びサテライト型住居は、真にやむを得ない場合に限り市町村審査会の意見を聴き必要最小限の範囲で更新します。）</p> <p>体験的な利用を行う者については、最長1年間で年50日以内。</p>												

地域移行支援【地域相談支援給付】	
内 容	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
対 象 者	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。</p> <p>※ 障害支援区分の認定は不要ですが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施します。</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障害者</p> <p>※ 申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者</p> <p>⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者</p>
支給期間	<p>最大6か月（さらに6か月更新可能）</p> <p>※ 市町村審査会の個別審査により更なる更新が可能な場合があります。</p>

地域定着支援【地域相談支援給付】	
内 容	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与する
対 象 者	<p>以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。</p> <p>※ 障害支援区分の認定は不要ですが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施します。</p> <p>① 居宅において単身で生活する障害者</p> <p>② 居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者</p> <p>※ 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</p> <p>※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p>
支給期間	<p>最大1年間（さらに1年間更新可能）</p> <p>※ 必要性が認められれば更なる更新が可能な場合があります。</p>

サービス利用支援【計画相談支援】	
内 容	<p>障害福祉サービス等の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成します。</p> <p>また、支給決定後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他事項を記載したサービス等利用計画を作成します。</p>
対 象 者	<p>障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。</p> <p>※ サービスの支給決定を行う際にはサービス等利用計画案等の提出が必要です。</p>
支給期間	サービス利用支援を実施する月（更新前の支給期間の翌月）からサービスの支給決定等の有効期間のうち最長の有効期間の終期月まで

継続サービス利用支援【計画相談支援】	
内 容	<p>サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行います。</p> <p>① サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。</p> <p>② 新たな支給決定・変更決定が必要と認められる場合において、当該障害者に対し、申請の勧奨を行う。</p>
対 象 者	<p>指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者。</p> <p>（指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。）</p>
支給期間	継続サービス利用支援の開始月については、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定します。

共生型サービスについて

介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受ける場合の基準の特例が設けられます。

また、障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受け、共生型通所介護、共生型訪問介護、共生型短期入所生活介護が提供できるよう、基準が設けられます。

これにより、介護保険事業所しかない地域で障害福祉サービスの提供がしやすくなったり、障害福祉サービスを利用していた人が介護保険制度移行後も同じ事業所からのサービスを受けたりしやすくなります。

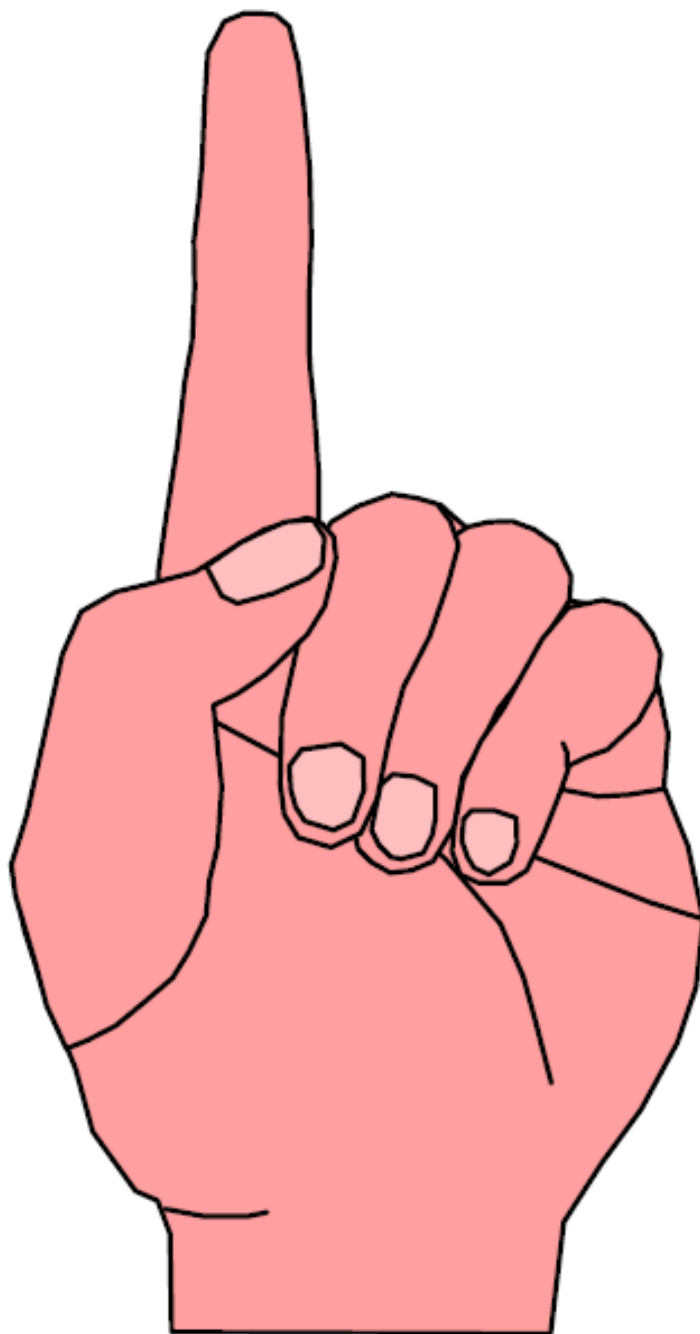
同行援護アセスメント票

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
① 視力 障害	視力 (6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	ほとんど見えない	障害支援区分認定調査項目「6-1」と同じ	矯正視力による測定とする
			目の前に置いた視力確認表の図が見える	見えているのか判断不能		
② 視野 障害	視野	ない 又は右記以外	○周辺視野角度(I/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度(I/二視標による。以下同じ。)が56度以下である。 ○両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	○周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 ○両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力に上記問題がなく、視野障害がある場合に評価すること	
③ 夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する 必要に応じて医師意見書を添付	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する
④ 移動 障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものととする	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

視力確認表（同行援護関係）



（A 4 サイズ、高さ 175mm）

行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表

行動関連項目	0 点			1 点		2 点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

※ 合計点数10点以上で対象

通院について

医療機関への受診については、障害の状況や支援の内容によって以下のサービスを使い分けることとなります。

サービス	内容
通院等乗降介助	ヘルパーが自ら運転する車両への乗車または降車の介助を行う。 ○ 次のいずれかの介助等を行う。 ア) 乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助 イ) 通院先での受診手続き、官公署等での公的手続、移動等の介助
通院等介助（身体介護を伴う場合）	通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行う場合。障害支援区分2以上などの要件あり。
居宅における身体介護	通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる身体介護を行い、更に外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助等）に30分～1時間以上を要し、当該身体介護が中心である場合。
通院等介助（身体介護を伴わない場合）	通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者とならない場合で、通院等乗降介助の内容にも合致しない場合
同行援護	対象となる視覚障害者であれば通院も同行援護を利用できます。 自宅発着でなくとも可能です。院内での手引きや情報提供支援も支援に含まれます。

※同行援護以外のサービスでは院内での支援は原則として支援に含まれません。

ただし、以下の要件を満たす場合には院内での支援を受けることができます。

- ① 院内スタッフ等による対応が困難
- ② 利用者が介助を必要とする心身の状態であること。
例)・院内の移動に介助が必要な場合
・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
・排せつ介助を必要とする場合

暫定支給決定

自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型の支給決定については、その事業の利用が適切かどうかの客観的な判断をするために暫定支給決定期間が設けられます。

サービス提供事業者は、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、市町村及び指定特定相談支援事業者に提出します。

暫定支給決定期間は2か月の範囲内で市町村が個別のケースに応じて設定しますが、それに代わるアセスメントなどが行われている場合には暫定支給決定期間を設けない場合があります。

特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用について

就労経験のない者（50歳以上の者や障害基礎年金1級受給者を除く）がB型事業の利用を希望する場合には、就労アセスメント機能を有する就労移行支援事業所等がアセスメントを行い、就労面の情報の把握を行うこととなっています。

アセスメントの流れ

- ① 在学中に通常の進路相談として就労、進学、訓練校等か、就労支援事業所等の福祉サービス利用かを決め、就労支援事業所の利用を希望する方がアセスメントの対象となります。
- ② 相談支援事業所は就労移行支援利用のための計画案を作成。
- ③ 市町村は就労アセスメントのための支給決定を行う。（2か月までの範囲）
- ④ 相談支援事業所は就労アセスメントのためのサービス利用計画を作成
- ⑤ 就労移行支援事業所が就労アセスメントを実施（利用者は希望する就労継続支援B型事業所などに実習として通所し、利用契約をしている就労移行支援事業所が利用者の通う場所に向き、施設外支援として就労アセスメントを行うこともできます。ただし数回は就労移行支援事業所に利用者が行く必要があります。）
- ⑥ 相談支援事業所は就労アセスメントその他の情報を勘案し最適なサービスを相談・提案
- ⑦ 上記の結果を踏まえ、適切なサービスを通常の手順により利用

就労移行支援（養成施設を除く）の3年目の利用

就労移行支援については、2年の標準利用期間が設定され、この期間内に訓練を受けていただくこととなります。

原則として更新、延長はありませんが市町村審査会の個別審査により最大1年間の更新が可能な場合があります。

○ 標準利用期間（2年間）を超える更新の手続き

（1）事業所意見書の作成

利用者が、就労移行支援（養成施設を除く）の更新（3年目の利用）を希望する場合、利用されている事業所からこれまでの支援内容等に基づき意見書を作成し、支給決定有効期間の終了日の1ヶ月前までに市へ提出していただきます。

（2）同一サービスの再更新

提出された事業所意見書を参考に綾部市障害者介護給付費等支給認定審査会の個別審査を経て支給決定の更新（3年目の利用）を行います。

なお、更新（3年目の利用）が認められるケースは原則として以下の例又はそれに準ずる状態にある人です。

（更新が可能な場合の例）

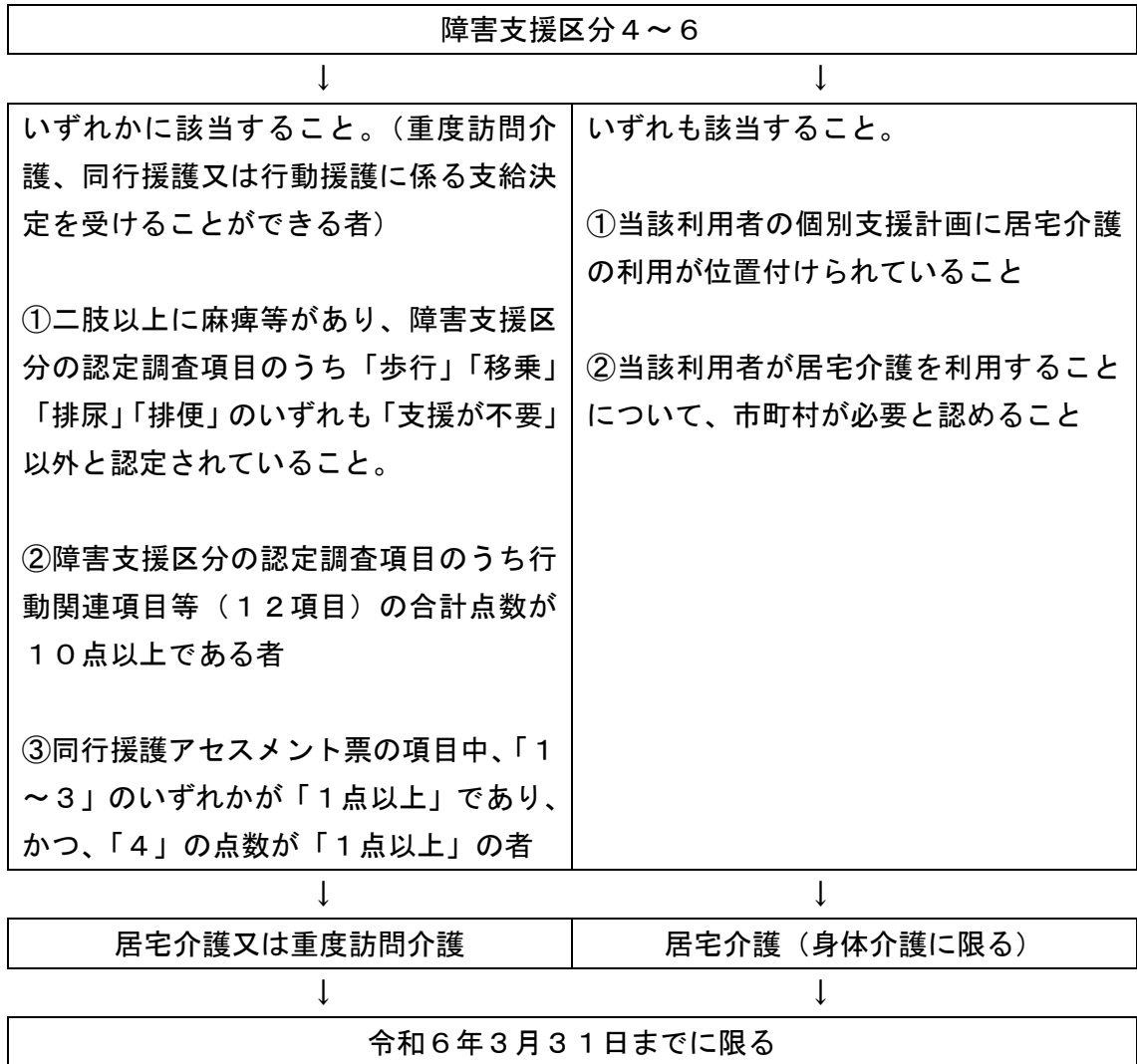
- ・ トライアル雇用、精神障害者ステップアップ雇用利用中の者（当該期間中及び入社までの間に限り延長可能）
- ・ 採用を前提とした職場実習中の者（実習期間中及び入社までの間に限り延長可能）
- ・ 就職が内定している場合（入社までの間に限り延長可能）

指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について

指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならないこととなっています。

しかし、当面の間（令和6年3月31日まで）は特に重度な障害者を対象に個人単位で居宅介護等を利用することができます。

要件は以下のとおりです。



○慢性の疾病等を有する障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合に限り、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を利用することができます。

モニタリングの頻度

継続サービス利用支援によりモニタリングを受ける頻度（間隔）は原則的には以下のとおりです。（①から順に該当するものを適用させます。）

区分		頻度
①支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者		毎月（ただし、①に掲げる者にあつては当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から3か月間に限る。）
②在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者	障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者	3か月
	単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	
	重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる状態にあるが受けていない者	
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者	
	65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	6か月
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中サービス支援型を除く。）を利用する者	
③障害者支援施設、療養介護、重度障害者等包括支援を利用する者		6か月
④地域移行支援を利用する者又は地域定着支援を利用する者		6か月

※ 以下のような利用者については、標準よりも短い期間でモニタリングを実施します。

（計画相談支援）

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

（障害児相談支援）

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

※ モニタリング期間の例

モニタリングを毎月実施（有効期間1年間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	計画作成	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング	モニタリング

モニタリングを3か月ごとに実施（有効期間1年間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	計画作成		モニタリング			モニタリング			モニタリング			モニタリング

モニタリングを6か月ごと。ただし利用開始から3か月は毎月実施（有効期間1年間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	計画作成	モニタリング	モニタリング	モニタリング		モニタリング						モニタリング

モニタリングを6か月ごとに実施（有効期間3年間）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	計画作成					モニタリング						モニタリング
2年目						モニタリング						モニタリング
3年目						モニタリング						モニタリング

※ これによらず市町村が柔軟にモニタリング期間を定めることができます。

※ 重度障害者等包括支援については、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

特別地域加算対象地域

山城北	宇治市	笠取、炭山、二尾・池尾
	城陽市	なし
	京田辺市	なし
	八幡市	なし
	宇治田原町	全域
	井手町	なし
山城南	木津川市	なし
	精華町	山田荘村
	笠置町	全域
	和束町	全域
	南山城村	全域
南丹	亀岡市	鎌倉、湯谷、栢原、小泉、土ヶ畑、東別院村、西別院村、畑野村、宮前村、保津村、東本梅村
	南丹市	全域
	京丹波町	全域
中丹東	綾部市	全域
	舞鶴市	全域
中丹西	福知山市	旧福知山市（金山村・三岳村・金谷村・雲原村、下川口村、上六人部村、山野口、印内） 旧三和町全域、旧夜久野町全域、旧大江町全域
丹後	宮津市	全域
	京丹後市	全域
	与謝野町	全域
	伊根町	全域

児童固有のサービス

児童福祉法に基づき以下のサービスが提供されます。また居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援のサービスと、これらの利用に係る計画相談支援については障害者自立支援法により提供されます。

区分	内容	対象者
障害児相談支援	通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した障害児支援利用計画を作成する。	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を申請した児童
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童。 （具体例） ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。 ※ 支給決日数は週2日を目安とする。ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援と集中的に支援を提供する場合はこの限りでない。	重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な18歳未満の児童。 （具体例） ① 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 ② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合 ※通所施設へ通うための移行期間として児童発達支援と組み合わせることもある。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

※ 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設への入所は児童相談所にて相談、申請、決定手続きがされます。

サービスの対象となる児童

障害福祉サービスや児童のサービスを利用するには法に基づく障害児であるかどうかの確認が必要です。

(対象となる児童)

- ①障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)がある
- ②特別児童扶養手当等を受給している
- ③障害が想定され支援の必要性が認められると市が判断した場合

○ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合

障害の有無の確認及び療育・訓練を必要とするか否かについて、原則として未就学児については市保健師に、就学児については医師に意見を求めます。その際の障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとします。

また、難病を有する児童として支給申請があった場合は医師の診断書のほか、必要に応じ、難病相談・支援センターや関係機関への照会により確認します。

障害児の調査項目（5領域11項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助 ・介助なし	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助 ・介助なし	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助 ・介助なし	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助 ・介助なし	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神症状	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。 また、自室に閉じこもって何もしていない。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

また、NICU等退院直後の医療的ケア児については、5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアにおける医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定します。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとします。

※短期入所の単価区分

【区分3】	①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上
【区分2】	①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上
【区分1】	区分3又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）について

○ 以下のいずれかに該当する児童

- ① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童
- ② 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上である児童

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
説明の理解	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
大声・奇声を出す	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
異食行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
多動・行動停止	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
不安定な行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
自らを傷つける行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
他人を傷つける行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
不適切な行為	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
突発的な行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
過食・反すう等	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
てんかん	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
そううつ状態	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
反復的行動	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
対人面の不安緊張、集団への不適応	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
読み書き	支援が不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要

★ 障害福祉サービスの利用のしかた



障害支援区分は・・・

障害者手帳の等級とは別に、支援の必要度などを基に決定します。

障害支援区分により支給されるサービスの種類や事業者を支払われるサービス費用の単価が決められるほか、サービスの支給量を決定する際の目安になります。

介護保険のように、サービスの総支給量の上限が決定されるものではありません。

児童の場合は・・・

18歳未満の児童の場合には、

- ①発達途上にあり障害の状態が変化すること
- ②乳児期については通常必要な育児上のケアとの区別が必要である

などの理由から、障害支援区分は設けられません。

ただし、障害の種類や程度の把握をするための調査を行い支給決定の際の参考にします。

障害支援区分ごとの各サービスの利用量の基準は次のとおりです。

1回の派遣時間は、原則として身体介護は3時間、家事援助は1.5時間、行動援護は5時間までを上限としています。

【介護給付支給基準】

サービスの種類	支給量を定める単位	支給量						
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
居宅介護 身体介護中心	時間/月	14	16	20	31	46	63	29
居宅介護 通院介護(身体介護を伴う場合)中心	時間/月	—	16	20	31	46	63	29
居宅介護 家事援助中心	時間/月	29	32	41	64	95	130	60
居宅介護 通院介護(身体介護を伴わない場合)中心	時間/月	29	32	41	64	95	130	60
重度訪問介護	時間/月	—	—	—	117	146	207	—
行動援護	時間/月	—	—	31	42	55	72	39
同行援護	時間/月	53						
重度障害者等包括支援	単位/月	—	—	—	—	—	83,040	—
短期入所	日/月	10						
生活介護	日/月	—	—	当該月の日数から8を差し引いた日数			—	—
療養介護	日/月	—	—	—	—	当該月の日数		—
施設入所支援	日/月	—	—	当該月の日数				—

例：綾部市の基準では区分1の方は居宅介護（身体介護）を1回あたり1時間利用するとした場合、月に14回利用できます。

非定型の決定

支給基準を超える支給量の決定を行う必要があるときは、障害者の場合は綾部市障害者介護給付費等支給認定審査会の意見を、障害児の場合は児童相談所等の意見を聴いて決定します。

★ 障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用したら、利用したサービスの1割を負担していただきます（定率負担）。ただし所得に応じて月当たりの負担額に上限を設定します。

費用負担額の上限（在宅サービスや通所施設を利用される人）

区分	対象となる人		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯	所得割合計 160,000円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2		上記以外の者	37,200円

児童の保護者の費用負担額の上限（在宅サービスや通所施設を利用される人）

区分	対象となる人		月額負担上限額	
生活保護	生活保護受給		0円	
低所得	市民税非課税世帯		0円	
一般1	市民税課税世帯	均等割のみ	4,600円	500円
		所得割額 33,000円未満		600円
		所得割額 33,000円以上 80,000円未満		600円
		所得割額 80,000円以上 160,000円未満		4,000円
		所得割額 160,000円以上 235,000円未満	4,600円	
		所得割額 235,000円以上 280,000円未満	4,600円	
一般2	所得割額 280,000円以上		37,200円	

※「指定知的障害児施設等」または「重症心身障害児（者）通園事業を実施する施設」のいずれかの施設であった事業所（舞鶴こども療育センターなど）を利用している場合、京都府障害児等福祉サービス等支援給付金の支給を申請することにより実質網掛けの部分の上限となります。

※ 療養介護及び医療型障害児施設を利用する場合で、市町村民税非課税世帯に属する方については、本人の年収を把握し、「低所得1」又は「低所得2」の区分を設定します。

※ 同じ世帯でほかにも障害福祉サービス、介護保険のサービス等を受けている方がいれば、その合算額が一定額以上にならないよう高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

○定率負担とは別に、通所や入所で施設を利用される方の食費や光熱水費などが自己負担となります。

○収入や資産の少ない方などに対する各種の軽減措置があります。（申請が必要です）

医療型個別減免	低所得1又は2であって、療養介護を利用されている方への定率負担の減免 ①食費、②福祉部分の定率負担、③医療部分の定率負担の合計額が「認定収入額－その他生活費（2.5～3万円）」となるよう調整
補足給付 （20歳以上の入所者）	低所得の方を対象に、入所施設利用者の方への食費・光熱水費の実費負担を軽減し、少なくとも年金等の収入から月2万5千円は手元に残るように調整します。また、作業工賃を受け取っている人はその工賃も月2万4千円まではそのまま手元に残るように調整します。
補足給付 （20歳未満の入所者）	入所児童の食費・光熱水費、その他生活費（18歳未満は教育費として2万5千円に9千円を加える）及び自己負担金を勘案し、地域で子どもを養育するのに通常要する費用程度の負担となるよう調整します。
グループホーム利用の際の家賃軽減	グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため補足給付（特定障害者特別給付費）を支給します。 補足給付の額は、月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）です。 契約書、事業者の証明書等家賃の額がわかるものの提出が必要です。
通所施設などの食費軽減	低所得又は一般1（世帯の所得割合計16万円未満、児童については28万円未満）の方を対象に、食費のうち人件費相当分の一部を支給し負担軽減します。
多子軽減措置	保育所等に通い、又は障害児通所支援を利用する就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行います。
就学前の障害児の発達支援の無償化	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間、児童発達支援事業所（医療型・居宅訪問型含む）、保育所等訪問支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）の利用者負担額が無償化されます。

障害福祉サービスという世帯とは・・・

障害者とその配偶者を単位とし（個人単位）、課税世帯であるか、又は課税額がいくらであるかを判断します。

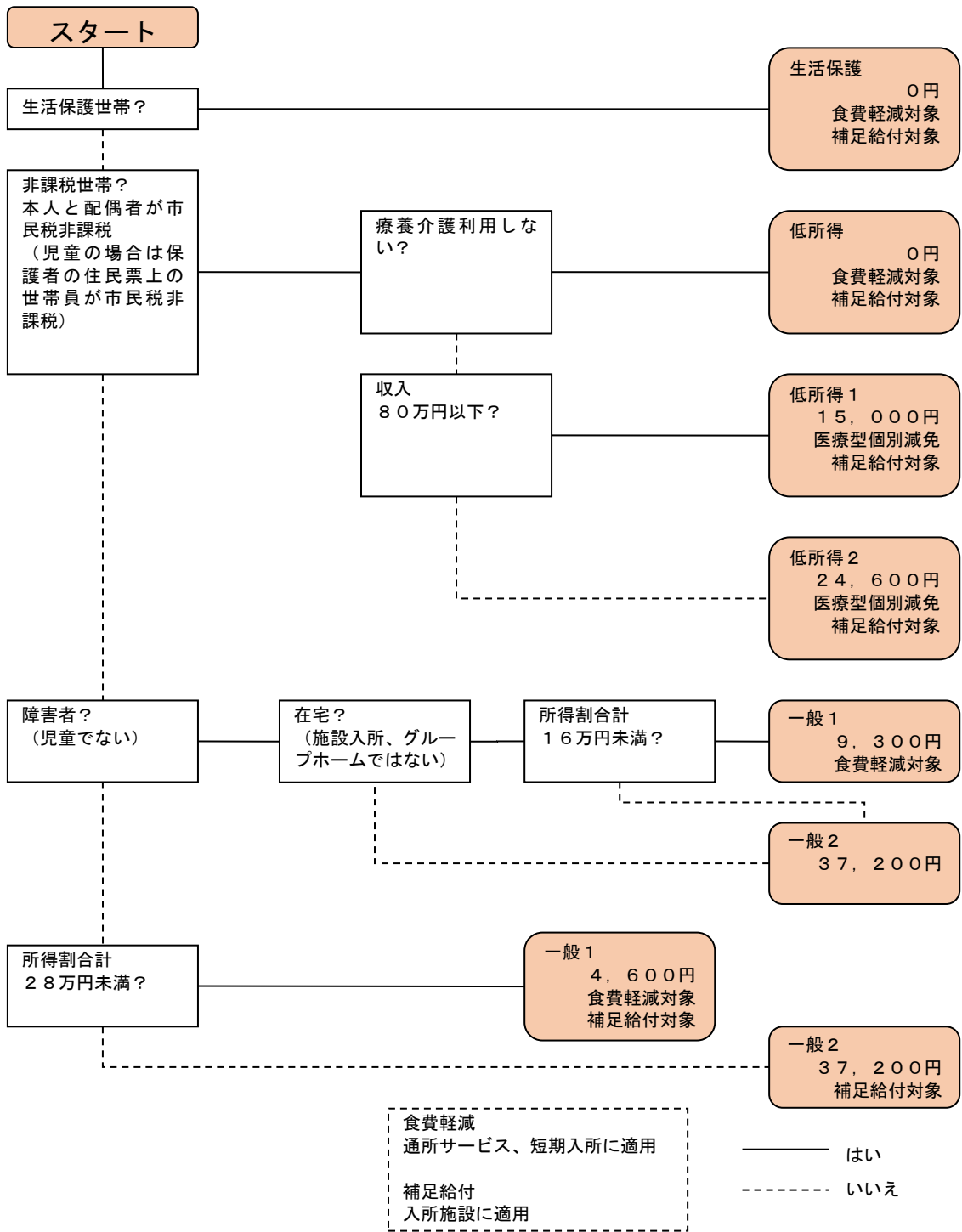
（課税額＝障害者の所得割額＋配偶者の所得割額）

個人単位が適用される年齢は次のとおりです。

世帯の考え方と利用サービス	個人単位 （本人及び配偶者）	保護者の属する世帯単位 （住民票上の世帯）
通所施設・在宅サービス※	18歳以上	18歳未満
障害者とみなして支給決定等を受けた児童	18歳以上	
入所施設	20歳以上	20歳未満

※グループホームを含む

○利用者負担金算定のフローチャート



所得割額の算定

住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、年少扶養控除（0～15歳）及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところですが、この廃止がなかったものとして所得割額を計算します。

★ 介護保険サービスの利用者負担軽減

障害福祉サービスを利用してきた人が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、「(新)高額障害福祉サービス等給付費」を支給し、介護保険サービスの利用者負担をゼロに(償還)します。

(新)高額障害福祉サービス等給付費の対象者(1から6のすべてに該当すること)

1 65歳に達する日前5年間引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。
【介護保険相当障害福祉サービス】
居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

2 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。
(40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある者は対象とならない。)

3 65歳に達する日の前日において所得区分が「低所得」又は「生活保護」に該当していたこと。

4 65歳に達する日の前日において障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であること。

5 65歳以降に障害福祉相当介護保険サービスを利用していること。
【障害福祉相当介護保険サービス】
訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防サービスは含まれない。)

6 65歳以降に新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際においても、所得区分が「低所得」又は「生活保護」に該当していること。

○上記に該当する場合は、障害者支援課に(新)高額障害福祉サービス費の申請をしてください。(必要に応じて障害福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担の領収書等を添付していただくこともあります。)

※ 高額介護(予防)サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費の支給を受けることができる場合は、手続きを完了してから、(新)高額障害福祉サービス費の申請をしてください。

★ 自立支援医療

障害を除去又は軽減するための特定の医療について、自立支援医療が適用されます。（障害種別等により「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。）

利用者負担金は基本的に一割負担になりますが、世帯の収入により上限が決められています。

世帯は、同じ医療保険に加入している家族によって範囲を設定します。

指定医療機関で医療を受けていただく必要があります。

費用負担額の上限（綾部市独自の施策により国基準の2分の1相当の額になっています）

区分	対象となる人		月額負担上限額	
			一般	重度かつ継続
生活保護	生活保護を受給している方		0円	0円
低所得1	市民税 非課税世帯	障害者の収入が年収80万円（障害基礎年金2級相当）以下の方	1,250円	
低所得2		上記以外で障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみ		
		上記以外	2,500円	
中間1	市民税 課税世帯	世帯の所得割合計3万3千円未満	10,000円	2,500円
中間2		世帯の所得割合計16万円未満	18,600円	5,000円
		世帯の所得割合計16万円以上	37,200円	
一定以上		世帯の所得割合計23万5千円以上	給付対象外	20,000円

※ 18歳未満の医療（育成医療）は一部上記と異なります。

対象となる医療

主に以下のような治療が対象になります。詳しくはお問合せください。

対象となる障害区分	対象例
心臓機能障害	弁形成・置換術、大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込み術、経皮的冠動脈形成術等（手術により障害の除去または軽減が見込まれるものに限られ、いわゆる内科的治療のみのもものは除く。）
じん臓機能障害	血液透析、腎移植術等
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術等
視覚障害	白内障手術、角膜移植術、眼球摘出後の組織充てん術や義眼包埋術等
聴覚、平衡機能障害	外耳道形成術、人工内耳等
音声、言語、そしゃく機能障害	上（下）顎骨形成術、歯科矯正治療等
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法等
肝臓機能障害	肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法
精神障害	精神疾患および精神疾患に起因して生じた病態に対する通院が継続的に必要であり、医療保険適用となっている医療行為。
育成医療のみ	先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂等による尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

重度かつ継続とは・・・

以下のような疾患がある方が対象になります。

- ①小腸機能障害、じん臓機能障害、免疫機能障害に該当する者
- ②心臓機能障害で心移植術後の抗免疫療法
- ③肝臓機能障害で肝臓移植後の抗免疫療法
- ④症状性を含む器質性精神障害（認知症など）
- ⑤精神作用物質使用による精神及び行動の障害（薬物依存、アルコール依存など）
- ⑥統合失調症・統合失調症型障害及び妄想性障害
- ⑦気分障害（うつ病、躁病など）
- ⑧てんかん
- ⑨情動及び行動の障害または不安及び不穏状態による病状・状態像があり集中的・継続的な通院医療を要する者
- ⑩医療保険の多数該当の者（過去12か月の間に高額療養費が3回以上支給されている者）

障害者自立支援医療特別対策事業

綾部市では自立支援医療の対象を拡大した上記事業を実施しています。

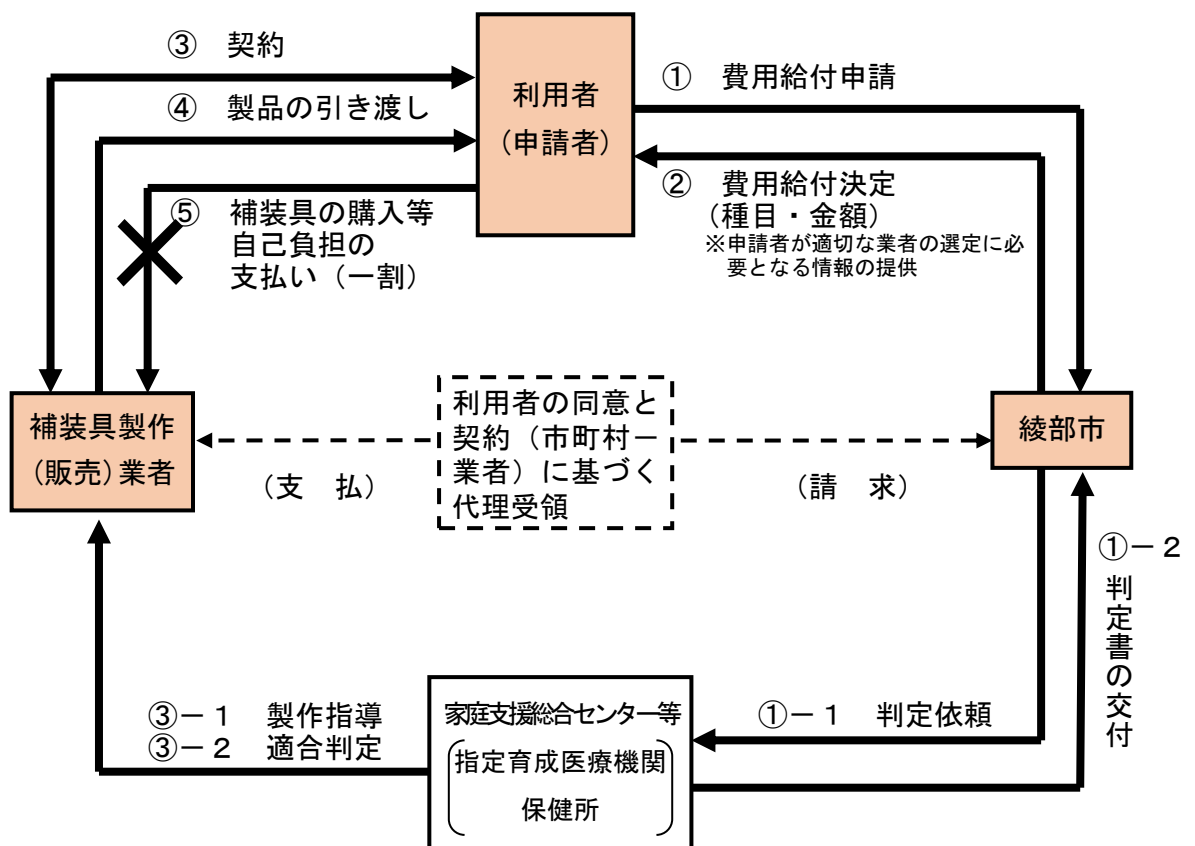
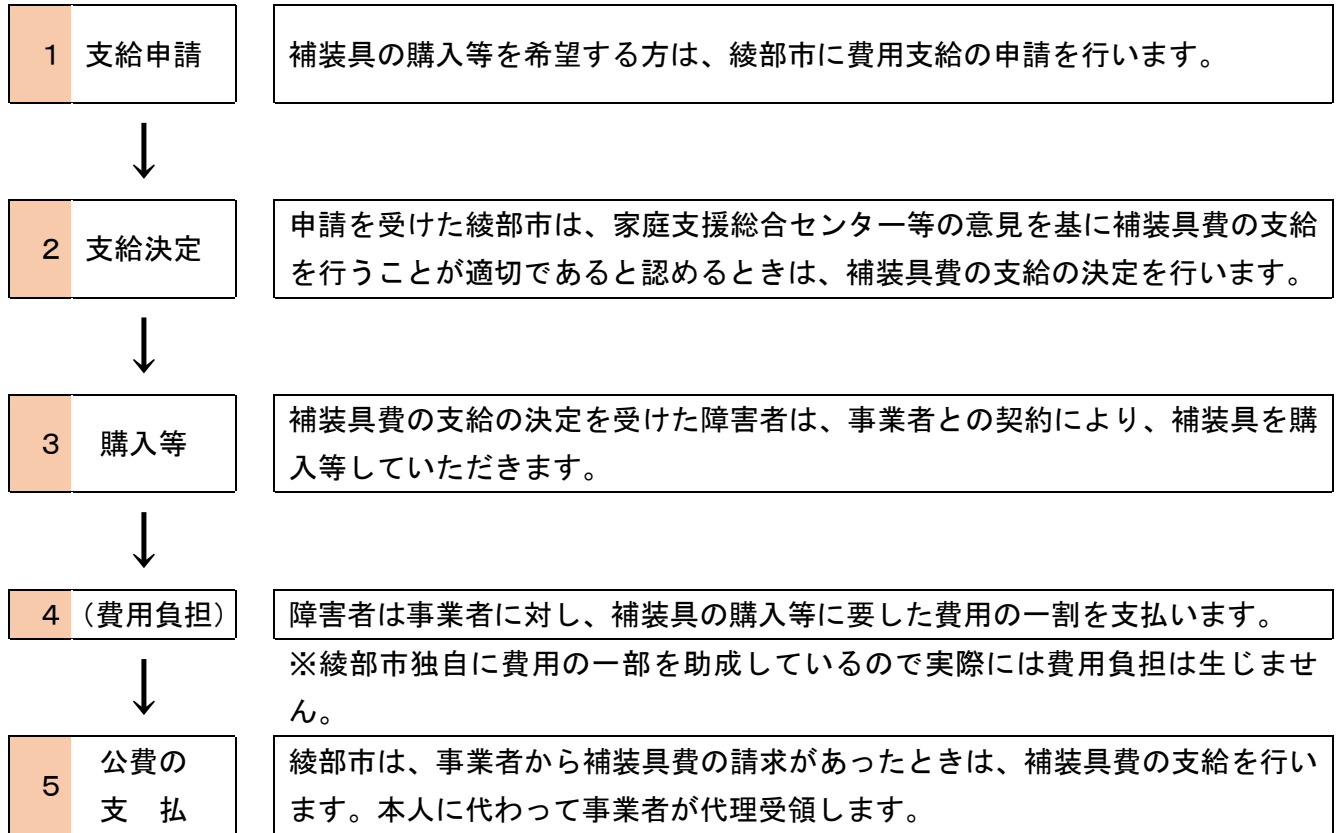
以下のような方が対象になります。

- ①呼吸器の機能障害で身体障害者手帳3級所持者の在宅酸素療法
- ②ぼうこう又は直腸の機能障害で身体障害者手帳3級所持者の原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療

利用者負担金は一割負担ですが、月額負担上限額は自立支援医療の「重度かつ継続」対象者と同等の額になります。

★ 補装具費の支給

車いすや眼鏡、補聴器など、補装具の購入等に係る費用を支給します。
 業者は定められた指定事業者の中から選択していただきます。
 必ず購入等の前に手続きをしてください。



対象となる主な補装具

種目	名称
義肢◎	(完成用部品は☆)
装具○	(完成用部品は☆)
座位保持装置○	(完成用部品は☆)
視覚障害者安全つえ	普通用
	携帯用
	身体支持併用
義眼△	レディメイド
	オーダーメイド
眼鏡○	矯正眼鏡
	弱視眼鏡
	遮光眼鏡
	コンタクトレンズ
補聴器○	高度難聴用ポケット型
	高度難聴用耳掛け型
	重度難聴用ポケット型
	重度難聴用耳掛け型
	耳あな型(レディメイド)
	耳あな型(オーダーメイド)
	骨導式ポケット型
骨導式眼鏡形	
歩行器○☆	六輪型
	四輪型(腰掛付)
	四輪型(腰掛なし)
	三輪型
	二輪型
	固定型
交互型	
整形靴(難病等対象者のみ)	
人工内耳用音声信号処理装置(修理のみ)	

種目	名称
車いす○	普通型
	リクライニング式普通型
	ティルト式普通型
	リクライニング・ティルト式普通型
	手動リフト式普通型
	前方大車輪型
	リクライニング式前方大車輪型
	片手駆動型
	リクライニング式片手駆動型
	レバー駆動型
	手押し型A
	手押し型B
	リクライニング式手押し型
	ティルト式手押し型
リクライニング・ティルト式手押し型	
電動車いす◎	普通型(4.5km/h)
	普通型(6.0km/h)
	手動兼用
	リクライニング式普通型
	電動リクライニング式普通型
	電動ティルト式普通型
	電動リクライニング・ティルト式普通型
電動リフト式普通型	
座位保持いす○☆(児童のみ)	
起立保持具○(児童のみ)	
頭部保持具○(児童のみ)	
排便補助具○(児童のみ)	
歩行補助つえ	松葉づえ
	カナディアン・クラッチ
	ロフストランド・クラッチ
	多脚つえ
重度障害者用意思伝達装置○☆	

※ ◎：家庭支援総合センターへの来所判定が必要。

○：医師意見書(種目により処方箋も)が必要。

(ただし車いすで手押し型既製品は、医師意見書及び処方箋不要)

(補聴器で同型の物を再交付する場合でも医師意見書が必要)

☆：借受けによることが適当な場合は、借受けに係る費用を支給。

補装具の借り受けについて

義肢、装具、座位保持置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子については、市町村の判断により家庭支援総合センターの判定を受け、借受けによることが適当と認められた場合、借受けの期間（原則最長1年間）が決定され、その間の借受けや修理に係る費用が毎月支給（業者が代理受領）されます。

借受けの期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを勘案し再度支給決定します。

○借受けによることが適当と認められる場合

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

主な種目の耐用年数と基準額

種目	基準額（税等込）	耐用年数
座位保持装置		3年
視覚障害者安全つえ（普通用）		2年（軽金属性は5年）
視覚障害者安全つえ（携帯用）		2年（軽金属性は4年）
視覚障害者安全つえ（身体支持併用）	4,028円	4年
矯正眼鏡（6D未満）	19,360円	4年
矯正眼鏡（10D未満）	22,220円	
矯正眼鏡（20D未満）	26,400円	
矯正眼鏡（20D以上）	26,400円	
高度難聴用耳かけ型補聴器	46,534円	5年
重度難聴用耳かけ型補聴器	71,338円	
車いす・電動車いす		6年

※ 修理不能な破損や障害の変化による場合などでは耐用年数の範囲内でも再交付される場合があります。

費用負担額

区分	対象となる人	国基準上限額
生活保護	生活保護を受給している方	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円
	世帯員いずれかの所得割が46万円以上	給付対象外

※ 世帯の範囲は障害福祉サービスと同様です。

○上記利用者負担上限が国基準ですが、更に市独自に費用を助成します。（結果的に利用者負担はありません。）ただし、「世帯員いずれかの所得割が46万円以上」の場合には給付対象にはならず、全額本人負担となります。

軽・中等度難聴児支援事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児で、医師が言語の習得、社会性の向上のために補聴器の装用を必要と認めた場合、補聴器購入・修理費の助成を行います。

- 対象者：①保護者が綾部市に居住する18歳未満の者
 - ②両耳の聴力が原則30デシベル以上70デシベル未満
 - ③市町村民税所得割が46万円以上の者が世帯にいないこと
- 補助率：補装具として支給される補聴器の支給基準額の3分の2

★ 地域生活支援事業

市町村が地域の実情に合わせ総合的に障害のある人を支援する体制を作り、事業を行います。
綾部市では以下の事業を地域生活支援事業として取り組みます。

事業の内容

事業の名称	内容
相談支援事業	市内3か所の支援センターで障害者とその家族などに対して必要な情報の提供や助言を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。 地域自立支援協議会を設置し困難な相談事例に対応します。
成年後見制度利用支援事業	生活保護受給者などの経済的に困難な人には、審判請求に要する費用の助成や成年後見人等の報酬に係る費用の助成をします。 また、審判の請求をしてくれる親族がない場合には、市長が審判請求をします。
成年後見制度法人後見支援事業	あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所で、組織体制の構築及び必要な研修を図り、法人後見を実施しています。
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者を派遣するなど、聴覚言語などに障害がある人へのコミュニケーションの支援を行います。 綾部市聴覚言語障害者福祉センターに手話通訳者を設置し、手話通訳を行っています。
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	意思の伝達が困難な重度障害児者の入院中にコミュニケーション支援員を派遣し医療従事者との意思疎通の円滑化を図ります。（所得税課税世帯のみ1割自己負担あり。）
日常生活用具の給付等	日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。 品目は別表をご覧ください。（排泄管理支援用具以外は所得税課税世帯のみ1割自己負担）
移動支援事業	知的障害がある人が外出するときの交通機関利用支援など、障害者が外出するときの支援を行います。 グループ支援も可能です。（複数の障害者に1人のガイドヘルパーなど）
地域活動支援センター「のぞみ」	センター「のぞみ」に通っていただき、創作的活動や作業を行ったり、社会との交流の機会を設けます。綾部市保健福祉センターで実施します。（利用料は1日100円、4時間未満50円、送迎片道50円 ※生活保護世帯は無料）利用料の支払に便利な回数券を発行します。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽で入浴が困難な身体障害者のお宅に浴槽を備えた入浴車が行き入浴の介助をします。 （所得税課税世帯のみ1回1,260円）
訪問生活介護事業	心身の障害のため通所事業所に通うことができない方の日中活動のために生活介護事業所から自宅や入院先に訪問し様々な取り組みをします。 （課税世帯のみ一割負担あり。）

更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業により職能訓練等を受けるために必要な文房具、参考書等を購入するための費用の経費を支給します。（障害者福祉サービスに係る利用者負担額の生じない視覚障害者、聴覚・言語障害者、内部障害者及び肢体不自由者）
生活訓練事業	視覚障害者歩行訓練を行います。 また、精神障害者関係団体への支援も行い、団体を通じて精神障害者の生活訓練などを行います。
社会参加促進事業	以下の事業を行います。 スポーツ・レクリエーション教室の開催 視覚障害者へ声の広報の発行（D A I S Y版） 手話奉仕員・要約筆記者の養成・研修 自動車運転免許取得・改造助成事業
日中一時支援事業	障害児者の日中活動の場や介助者の負担軽減のために日帰りで施設等にて過ごしていただき、日中の活動の場を提供して見守りや訓練などを行います。 （所得税課税世帯のみ一割負担あり。別途実費負担もあり。）
居宅医療的ケア支援事業	医療保険等による訪問看護を利用している65歳未満の重度障害者に、その家族の休養等を目的として訪問看護師を派遣します。（月2回まで。合計月16時間以内。）（所得税課税世帯のみ一割負担あり。）

日常生活用具給付対象品目（別表）

区分	種目	単価	対象者	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上 寝たきりの状態にある難病等対象者 （６歳以上）	８年
	特殊マット	19,600円	重度又は最重度の知的障害児者 下肢又は体幹機能障害１級 寝たきりの状態にある難病等対象者 （常時介助を要する者）（３歳以上）	５年
	エアーマット	100,000円	下肢又は体幹機能障害１級 寝たきりの状態にある難病等対象者 （常時介助を要する者）（３歳以上）	８年
	特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害１級 自力で排尿できない難病等対象者 （常時介助を要する者）（６歳以上）	５年
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害２級以上（常時介助を要する者）（３歳以上）	５年
	体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上 寝たきりの状態にある難病等対象者 （常時介助を要する者）（６歳以上）	５年
	移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病等対象者 （３歳以上）	４年
	階段昇降機	200,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病等対象者 （６歳以上）	８年
	段差昇降機	200,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病等対象者 （６歳以上）	４年
	訓練いす	33,100円	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（３歳以上１８歳未満）	５年
	訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児者 下肢又は体幹機能に障害のある難病等対象者 （３歳以上）	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹機能障害 難病等対象者 （入浴に介助を必要とする者）（３歳以上）	８年 ※
	便器	便器 4,450円 手すり 5,400円	下肢又は体幹機能障害２級以上 常時介護を必要とする難病等対象者 （６歳以上）	８年

	T字状、棒状のつえ	3,000円	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害児等（3歳以上）	3年
	移動・移乗支援用具	60,000円	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児者 下肢が不自由な難病等対象者 （3歳以上）	8年 ※
	頭部保護帽	12,160円	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害者 重度又は最重度の知的障害児者及び精神障害者 （てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）	3年
	特殊便器	151,200円	上肢障害2級以上 重度又は最重度の知的障害児者 上肢機能に障害のある難病等対象者 （6歳以上）	8年
	自動消火器	28,700円	身体障害2級以上。 重度又は最重度の知的障害者 火災の感知及び避難が著しく困難な難病等対象者 （火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	8年
	キッチンユニット	200,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上（18歳以上）	10年
	電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上。 重度又は最重度の知的障害者（視覚又は知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯） （18歳以上）	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上（6歳以上）	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級（18歳以上）	10年
	電磁波防護エプロン	30,000円	心臓機能障害（ペースメーカー等を使用している者）	1年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う障害児者	5年
	ネブライザー（吸入器）	36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる障害児者 呼吸機能に障害のある難病等対象者	5年
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって、必要と認められる障害児者 呼吸機能に障害のある難病等対象者	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上）	10年
	盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害2級以上（6歳以上）	5年
	盲人用血圧計（音声式）	15,000円	視覚障害2級以上（18歳以上）	5年

	盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上（6歳以上）	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500円	人工呼吸器が必要な難病等対象者	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する障害児者（6歳以上）	5年
	情報・通信支援用具	100,000円	視覚、上肢機能障害2級以上（6歳以上）	6年
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者（18歳以上）	6年
	点字器	10,400円	視覚障害2級以上（6歳以上）	7年
	点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者）（6歳以上）	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000円 再生専用機 48,000円	視覚障害2級以上（6歳以上）	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障害2級以上（6歳以上）	6年
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児者（6歳以上） 交換用バッテリー、長時間バッテリーは給付の対象になりません。	8年 ※
	盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。（18歳以上）	10年
	聴覚障害者用通信装置	71,000円	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児者（6歳以上）	5年
	ファクシミリ	40,000円	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児者（6歳以上）	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害児者（3歳以上）	6年
	人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円	本装置により発語が可能となる音声機能障害児者	5年
点字図書	本代の実費	主に点字により情報を入手している視覚障害児者	—	

排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	ストマ造設者	—
	紙オムツ	月額 12,000円	18歳未満に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害、脳外傷及び神経障害等により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者（高度の排便・排尿機能障害のある全身性障害児者等）（3歳以上）	—
	収尿器	8,500円	高度の排尿機能障害児者（3歳以上）	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具及び設置に伴う住宅改修	200,000円	下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上の者 下肢又は体幹機能に障害のある難病等対象者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者又は上肢機能に障害のある難病等対象者）（6歳以上）	—

障害者のみの世帯に準ずる世帯とは

自動消火器、電磁調理器の支給要件の「障害者のみの世帯に準ずる世帯」とは、障害者を除く世帯員が次にあげる者のみの世帯とします。

- ①学齢児（義務教育期）以下の年齢の者
- ②身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ③介護保険法に基づく介護認定により要介護5と認定されている者
- ④同一敷地外で別居している者
- ⑤週5日、8時間以上就労等の理由により居宅にいない者

耐用年数について

基本的に耐用年数が経過するまでは、同種目の用具は給付できません。しかし、以下の場合には例外的に再給付されます。

- ①破損し修復不可能な場合（修理費用が購入費用以上である場合を含む）
- ②障害の重度化などにより、既に給付を受けた用具が使用できなくなった場合

※ また、品目により以下の規定があります。

- ①入浴補助用具と移動・移乗支援用具

用具の取り付け箇所が異なれば1年に1回給付できます。

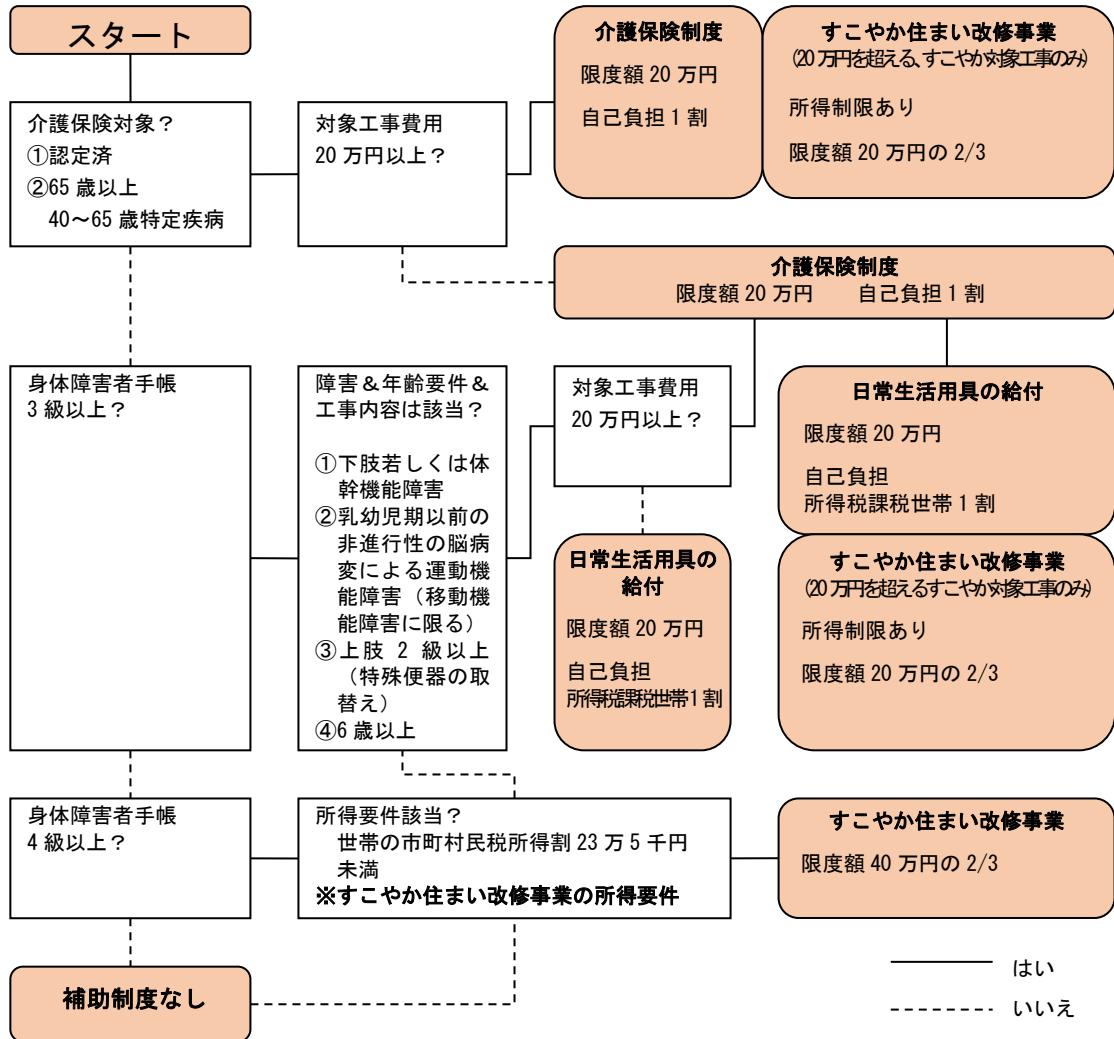
- ②視覚障害者用拡大読書器

給付後数年経過し、障害状況の変化により、既に給付を受けた拡大読書器と異なる形式（据え置き型、携帯用）の拡大読書器が日常生活上、真に必要な場合は再給付できます。

住宅を改修したい時は

障害があるために住居をバリアフリーに改修する場合の支援制度があり、複数の制度を組み合わせる利用することがあります。着工前に手続きが必要です。

○住宅改修のフローチャート



○一度、上記制度をご利用され、再度の申請をされる場合は、基本的に再給付はできませんが、例外的に再給付ができる場合がありますのでお問い合わせください。

○工事着工前にご相談ください。

○支給対象工事については、それぞれの制度により、要件が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

日常生活用具（住宅改修費）の対象工事	すこやか住まい改修事業の対象工事
①手すりの取付け	①手すりの取付け
②段差の解消	②段差の解消等の危険防止工事
③滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	③スロープの設置工事
④引き戸等への扉の取替え	④浴室の改修工事
⑤洋式便器等への便器の取替え	⑤便所の改修工事
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	⑥その他①～⑤に準ずる工事で市長が適当と認めるもの
	※ 屋外工事は対象外。
	※ 水洗化に伴う工事は対象にならないものがあります。

日中一時支援事業について

障害児者に施設などで一時的にすごしていただけます。短期入所（ショートステイ）とは違い、宿泊を伴わず日中のみの利用に限られます。

利用を希望される場合はあらかじめ綾部市に利用登録の申請をしてください。

○利用対象者

日中において介護をする者がいないこと等により、一時的に見守り等の支援が必要な障害児者施設に入所されている方やグループホームで生活されている方は対象外です。

○利用の目的

- ①作業所などから帰宅しても家族が仕事などで不在であり、一人で過ごせない場合など。
- ②他の通所サービスによる日中活動が困難である場合など。
- ③障害者を日常的に介助している家族の一時的な休息

○主な実施場所

社会福祉法人綾部福祉会 あやべ作業所（物部町）
特定非営利活動法人 ありたんぽぽ（青野町）
株式会社ミストラルサービス あんじゅとよさと（栗町）
有限会社AMP らいく（上延町）
社会福祉法人みつみ福祉会 ききょうの杜（福知山市）
社会福祉法人福知山学園 むとべ翠光園（福知山市）
社会福祉法人 みずなぎ学園（舞鶴市）

○利用者負担金

所得税課税世帯（住民票の上での世帯）はサービスに要した費用の1割相当を負担。
また課税状況に関わらず送迎や活動に要する原材料費等の費用は別途負担いただきます。

移動支援事業について

○利用対象者

自ら屋外での移動が困難な概ね6歳以上の障害児者

(車いすを操作することなどが困難な全身性肢体障害者、公共交通機関の利用が困難な知的障害者など) ※手引きの必要な視覚障害者は同行援護サービスを利用いただきます。

○利用の目的

- ①官公署用務、冠婚葬祭その他社会生活上必要不可欠な外出
- ②余暇活動、団体活動等障害児者の社会参加を促進するための外出
- ③公共交通機関の利用、買い物等障害児者の自立訓練のための外出

○できないこと

- ①長期的かつ日常的な学校、事業所等への通学及び通所
- ②通勤、営業行為に係る外出
- ③宿泊を伴う外出(原則として派遣時間は午後10時まで)

利用例

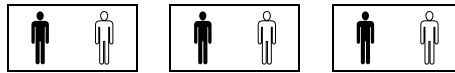
例	可否	備考
映画館に行く	○	チケット代はガイドヘルパー分も本人負担
障害者団体の会合に行く	○	
学校や作業所の送迎バス停まで行く	×	介助者の怪我や自力通所の訓練など、一時的に対応することは可能

グループ支援とは?

一人の利用者に1名のガイドヘルパーが対応するのではなく、複数の利用者に少数のガイドヘルパーで対応する方法です。

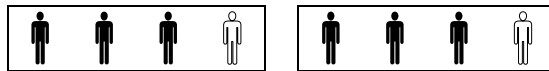
大勢でどこかに出かける時など、比較的声かけなどの少しの支援で出かける知的障害者の方などを対象に実施します。

個別支援

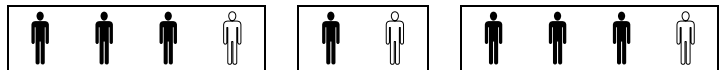


利用者 ヘルパー

グループ支援



混合利用もできます



○実施事業所

社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会

株式会社ミストラルサービス ミストラル介護センター綾部

特定非営利活動法人 ありたんぽぽ

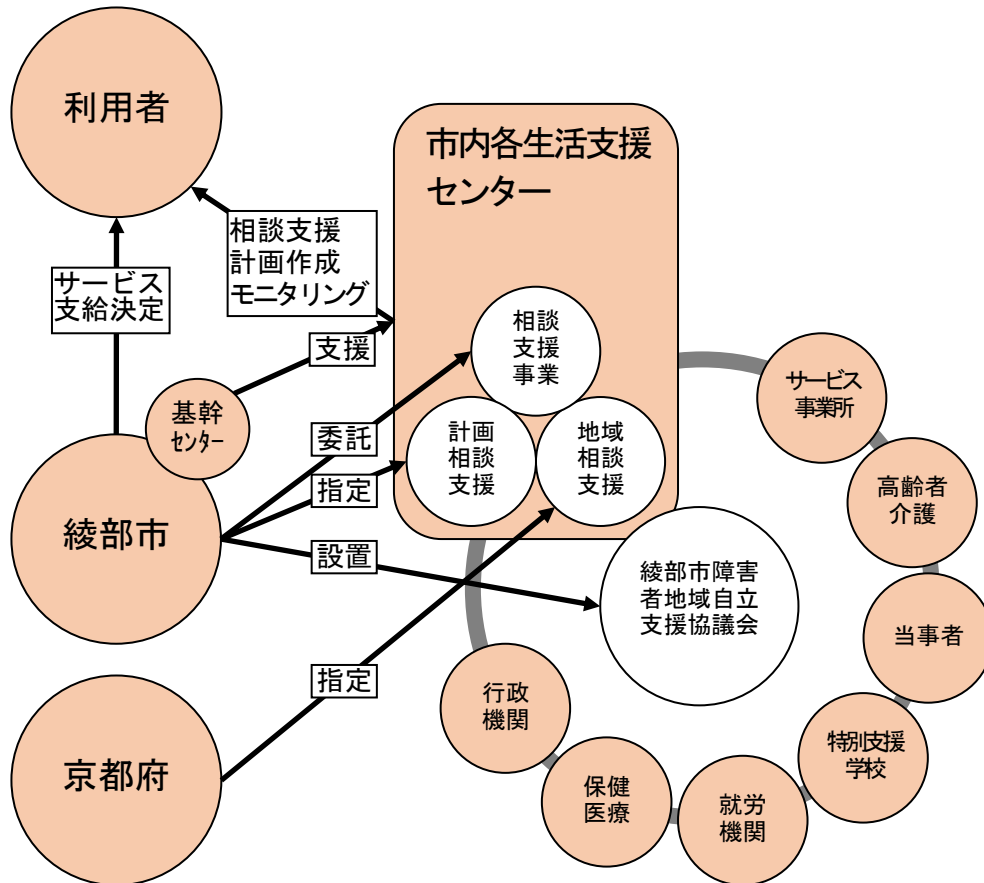
有限会社 コアライフ

★ 相談支援のしくみ

各生活支援センター及び聴覚言語障害者支援センターでは、障害がある方やその家族などの生活全般の相談をお受けし、綾部市基幹相談支援センターをはじめ関係機関や綾部市障害者地域自立支援協議会とも連携して問題の解決につなげます。

また必要に応じ、障害福祉サービスの利用の際には、利用者の意向を基にサービス利用計画作成し、実際にサービスを提供する事業所との連絡調整をします。

サービス利用中は一定期間ごとに利用状況の確認と必要に応じて計画の見直しをします。



綾部市基幹相談支援センター

綾部市と社会福祉法人綾部福祉会により綾部市基幹相談支援センターを市役所障害者支援課内に設置し、主に以下の業務を行っています。

- 総合的・専門的な障害者等の相談支援に関すること。
- 地域における障害者等の相談支援体制の強化に関すること。
- 障害者等の地域生活移行支援及び地域生活定着支援の促進に関すること。
- 障害者等の権利擁護及び虐待防止に関すること。
- 綾部市障害者地域自立支援協議会の運営に関すること。

★ 支援センターとは

障害がある方のあらゆる相談に応じ、助言や サービス利用のお手伝いをします。

困りごとなどがあればお気軽にご相談ください。

サービスの利用の際には、本人の希望する生活や目標に沿った支援プランと一緒に考え、「サービス利用計画」を作成します。

サービス利用計画の作成後もサービス提供の状況や目標の達成状況など確認（モニタリング）し、計画の修正や見直しを継続します。

中心的な役割を担います

生活支援センター「えがお」

受託：(福)綾部福祉会

場所：青野町西青野 18

TEL：0773-43-3553 FAX：0773-43-3556

何でも相談をお聞きします。

4つのセンターの中心的な役割を担い、各センター間の調整をします。

機能強化事業により、障害福祉の経験豊富な職員を配置し、困難な事例にも対応します。

権利を守るお手伝い

あやべ生活サポートセンター・相談支援事業所

受託：(福)綾部市社会福祉協議会

場所：川糸町南古屋敷 5-1 綾部市福祉ホール内

TEL：0773-43-2881 FAX：0773-43-2882

何でも相談をお聞きします。

判断能力に不安のある知的障害者などの権利を守るため、成年後見制度が活用されるよう支援します。特に、後見人のなり手として法人が引き受ける法人後見を推進します。

働く人を応援します

就労生活支援センターいかるが

受託：NPO いかるがの郷

場所：味方町アミダジ 11（いかるがの郷併設）

TEL：0773-40-1355 FAX：0773-40-5390

何でも相談をお聞きします。

一般企業に勤める障害がある方にも目を向け、計画的な訪問によりつながりを持ち続け、就労が定着するよう悩みを聞いたり、企業との調整や、社会生活の力を身につける支援をします。

手話や要約筆記に対応

綾部市聴覚言語障害者支援センター

受託：(福)京都聴覚言語障害者福祉協会

場所：青野町西青野 18

TEL：0773-40-1260 FAX：0773-40-1261

手話や筆談によるコミュニケーションが必要な聴覚言語障害者に対し、手話などの技術を持った職員が対応し、くらしのサポートをします。手話通訳者・要約筆記者を養成したり、派遣もします。

それぞれ連携します

各センターは主に担当する分野を持ち、支援にあたっています。

しかしお互い連携し、どんな方がどこのセンターに来られても対応し、必要に応じてより関連の強いセンターに引き継いでいきます。

★ 障害者手帳について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方に利用いただける制度について、特に覚えておいていただきたいことを紹介します。

なお、対象となる用件は様々ですので詳細についてはお問い合わせください。

○身体障害者手帳を受け取られた方に

医療費の軽減	手帳の等級が1級、2級の方は、医療費の負担額が軽減されることがあります。 (所得制限などの要件あり) 市民・国保課で手続きが必要です。【福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業】
自立支援医療(更生医療)	人工透析、人工関節、心臓手術などをされて手帳を取得された方には障害者支援課で負担軽減の手続きが必要になることがあります。
福祉用具や住宅改修	車いすや杖、補聴器や眼鏡、ベッドやFAX、紙おむつやストマ用装具などの福祉用具の購入や住宅改修について、費用の一部が支給されることがあります。福祉用具の購入や住宅改修を検討される際には障害者支援課に事前に御相談ください。 【補装具、日常生活用具、住宅改修】※介護保険優先です
駐車禁止除外指定	手帳の等級が別紙一覧に該当する方は、駐車禁止規制の除外を受けることができます。警察署であらかじめ手続きをして標章を受け取ってください。
交通運賃割引	電車やバス、タクシー、飛行機などの運賃割引を受けることができます。1種2種の種別により扱いが異なります。
タクシーやフロンティアの利用券	在宅障害者で手帳の等級が別紙一覧に該当する方に、年間5千円分の利用券が交付されます。(所得制限あり) 障害者支援課で事前に手続きが必要です【移動支援事業利用券】
有料道路の割引	本人自ら自動車を運転する方、手帳の種別が第1種で介護者が運転される方の通行料が半額になります。ETCを利用される場合は障害者本人名義のETCカードが必要です。障害者支援課で事前に手続きが必要です。
利用料等の減免	博物館や映画館など施設の入場料や利用料が手帳を提示すると割引になることがあります。 携帯電話利用料も携帯電話会社に手続きをすると割引されます。
NHK放送受信料	市民税非課税世帯は免除、手帳の等級が1級、2級の方や視覚・聴覚障害の方が世帯主であれば半額になります。障害者支援課で事前に手続きが必要です。
税の減免	年末調整や確定申告の際に控除が適用されます。【障害者控除、特別障害者控除】 自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)も別紙要件により免除されます。軽自動車と普通自動車でも要件が一部異なります。
年金	老齢年金を受け取る前に一定以上の障害となり支給要件を満たすと障害年金が支給されることがあります。障害年金の等級と手帳の等級は別の基準で関連性はありません。 市民・国保課、年金事務所又はお勤めの事業所で手続きが必要です。

手当	<p>在宅の最重度の障害がある方に対して手当が支給される場合があります。（所得制限などの要件あり）障害者支援課で手続きが必要です。【特別障害者手当、障害児福祉手当】</p> <p>20歳未満で手帳の等級が1級～3級と4級の一部の方は、特別児童扶養手当が支給される場合があります。障害者支援課で手続きが必要です。</p>
心身障害者扶養共済	手帳の等級が1級～3級の方の保護者（65歳未満）が掛け金を納め、その保護者が死亡するなどした場合に障害者に終身給付金を支給します。
交通事故介護料支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つ方で一定の要件を満たすと支給されます。自動車事故対策機構へ手続きが必要です。

じん臓機能障害	<p>通院交通費を公共交通機関で換算し、月1万円を超えると超えた費用の2分の1が補助されます。</p> <p>障害者支援課を通じて府に申請していただきます。</p>
視覚障害	必要に応じ手引きをするガイドヘルパーの派遣、歩行訓練、声の広報や音声版議会だよりのお届け（DAISY版）をします。
聴覚障害	事前に手続きをしていただき補聴器の交付・修理ができます。補聴器の新規交付には医師の意見書が必要です。
ぼうこう・直腸機能障害	申請月から直近の9月又は3月までのストマ用装具が交付されます。定期的に事前申請が必要です。【日常生活用具】
自動車を運転される方	<p>運転免許を取得される場合、教習費の一部（16万円まで）を支給します。聴覚障害（4級まで）、平衡、上肢、下肢、体幹、内部障害が対象です。【身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金】</p> <p>また免許の条件に従う操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費（10万円まで）を支給します。上肢不自由（3級まで）、下肢不自由（4級まで）、体幹不自由（3級まで）が対象です。【身体障害者自動車改造助成金】</p>

○療育手帳を受け取られた方に

医療費の軽減	A判定の方は、医療費の負担額が軽減されることがあります。(所得制限などの要件あり) 市民・国保課で手続きが必要です。【福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業】
福祉用具	ヘッドギア、特殊マット、電磁調理器、シャワートイレ、自動消火器などの福祉用具の購入について、費用の一部が支給されることがあります。福祉用具の購入を検討される際には障害者支援課に事前に御相談ください。【日常生活用具】 ※介護保険優先です
駐車禁止除外指定	A判定の方は、駐車禁止規制の除外を受けることができます。警察署であらかじめ手続きをして標章を受け取ってください。
交通運賃割引	電車やバス、タクシー、飛行機などの運賃割引を受けることができます。1種2種の種別により扱いが異なります。
タクシーやフロンティアの利用券	在宅障害者でA判定の方に、年間5千円分の利用券が交付されます。(所得制限あり) 障害者支援課で事前に手続きが必要です【移動支援事業利用券】
有料道路の割引	A判定の方が乗車される自動車の通行料が半額になります。 障害者支援課で事前に手続きが必要です。
利用料等の減免	博物館や映画館など施設の入場料や利用料が手帳を提示すると割引になることがあります。 携帯電話利用料も携帯電話会社に手続きをすると割引されます。
NHK放送受信料	市民税非課税世帯は免除、A判定の方が世帯主であれば半額になります。障害者支援課で事前に手続きが必要です。
税の減免	年末調整や確定申告の際に控除が適用されます。【障害者控除、特別障害者控除】 A判定の方は自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)も要件により免除されます。
年金	老齢年金を受け取る前に一定以上の障害となり支給要件を満たすと障害年金が支給されることがあります。障害年金の等級と手帳の等級は別の基準で関連性はありません。 市民・国保課、年金事務所又はお勤めの事業所で手続きが必要です。
手当	在宅の最重度の障害がある方に対して手当が支給される場合があります。(所得制限などの要件あり) 障害者支援課で手続きが必要です。【特別障害者手当、障害児福祉手当】 20歳未満でA判定の方と一部のB判定の方は、特別児童扶養手当が支給される場合があります。障害者支援課で手続きが必要です。
心身障害者扶養共済	保護者(65歳未満)が掛け金を納め、その保護者が死亡するなどした場合に障害者に終身給付金を支給します。

○精神障害者保健福祉手帳を受け取られた方に

自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患に関して継続的に通院が必要な方は医療費の負担が軽減されることがあります。障害者支援課で御相談ください。
福祉用具	てんかん発作などにより頻繁に転倒される方に頭部保護帽の購入費用の一部が支給されることがあります。障害者支援課に事前に御相談ください。【日常生活用具】
駐車禁止除外指定	手帳の等級が1級の方は、駐車禁止規制の除外を受けることができます。警察署であらかじめ手続きをして標章を受け取ってください。
交通運賃割引	あやバスや一部の交通機関の運賃割引を受けることができます。
利用料等の減免	博物館や映画館など施設の入場料や利用料が手帳を提示すると割引になることがあります。 携帯電話利用料も携帯電話会社に手続きをすると割引されます。
NHK放送受信料	市民税非課税世帯は免除、手帳の等級が1級の方が世帯主であれば半額になります。障害者支援課で事前に手続きが必要です。
税の減免	年末調整や確定申告の際に控除が適用されます。【障害者控除、特別障害者控除】 手帳の等級が1級又は1級と同程度で自立支援医療受給の方については自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）も要件により免除されます。軽自動車と普通自動車でも要件が一部異なります。
年金	老齢年金を受け取る前に一定以上の障害となり支給要件を満たすと障害年金が支給されることがあります。 市民・国保課、年金事務所又はお勤めの事業所で手続きが必要です。
手当	在宅の最重度の障害がある方に対して所得制限などの要件もありますが手当が支給される場合があります。障害者支援課で手続きが必要です。【特別障害者手当、障害児福祉手当】
心身障害者扶養共済	保護者（65歳未満）が掛け金を納め、その保護者が死亡するなどした場合に障害者に終身給付金を支給します。

精神障害者の雇用について

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わりました。

※ 精神障害者保健福祉手帳の所有者が対象になります。

精神保健に関する地域資源について

家族	綾部市精神保健家族会 SUNせせらぎ会	精神障害者を持つ家族の方が隔月に1度例会を開き他人に言えない様々な悩みや苦しみを話し合う場所です。
相談	精神保健福祉相談	毎月第2月曜と奇数月の第4木曜の午後に精神科医師と精神保健福祉相談員が心の悩みを対象に相談を行います。相談料は無料です。相談希望者は事前に中丹東保健所に予約が必要です。 連絡先：0773-75-0856 中丹東保健所福祉課
	中丹東保健所福祉課	専門の相談員が精神保健医療に関する相談を受け付けています。 連絡先：0773-75-0856 中丹東保健所福祉課
	綾部市役所 障害者支援課	専門の相談員が精神障害者の生活・福祉に関する相談を受け付けています。 連絡先：0773-42-4318 綾部市役所障害者支援課
グループワーク	あゆみ会	毎月第1・2・3週の水曜日に精神障害者のグループワークを行っています。参加希望者は医師の了承と市障害者支援課への事前相談が必要です。 連絡先：0773-42-4318 綾部市役所障害者支援課
	駅	20代～30代の若いひきこもりがちな若い世代を中心に月1回中丹東保健所にてミーティングを行っています。参加希望者は中丹東保健所まで事前相談が必要です。 連絡先：0773-75-0856 中丹東保健所福祉課
アルコール等依存症	舞鶴断酒会	アルコール依存症の方が断酒を行うために当事者・家族が集まり話し合いを行う場です。毎週定期的に例会を行っています。(第2、第4火曜日19時～21時に綾部市で開催) 問合せ：0773-42-3280 綾部市役所障害者支援課
	AA	アルコール依存症の方が断酒を行うために当事者が集まり話し合いを行う場です。断酒会と違い名前を公開する必要はありません。(摂食障害、薬物依存その他依存症の方も利用可能です)他市などで定期的に例会を開いています。 連絡先：06-6536-0828 AA関西セントラルオフィス
サロン	トマトのお家	毎週土曜日 13:00～16:00 に市内において精神障害者のサロン活動を行っています。詳細については市障害者支援課まで

○難病の方に障害福祉サービスをご利用いただくために

対象者として確認するために	<p>医師の診断書又は特定疾患医療受給者証により対象となる疾患であることが確認できれば障害福祉サービスの対象者となります。</p> <p>特定疾患用の臨床調査個人票、特定疾患登録者証や診療情報提供書などにより確実に確認できればこれらの書類でも結構です。</p> <p>※対象疾患については別表をご確認ください。</p>
利用できるサービス	<p>障害福祉サービス、相談支援、補装具費用の支給、日常生活用具の給付等が利用できます。</p> <p>対象サービス、品目などにより対象外のものもあります。</p>

難病患者の支援について

難病法及び特定疾患治療研究事業における医療費助成の対象疾病患者を対象に下記のような事業もあります。(保健所が実施している事業です。)

難病患者一時入院事業	<p>在宅で療養されている重症の難病患者さんが、介護者（患者さんを介護しているご家族）の方の理由等により必要な医療・看護・介護を受けられなくなった場合、京都府の指定する病院に一時的に入院していただけます。</p>
在宅難病患者等療養生活用機器貸出事業	<p>在宅で療養する患者さんやご家族等が、意志伝達装置等の機器について、購入前の試用や練習を目的としてお使いいただける機器を貸し出します。</p>

※ 障害者総合支援法の対象疾病とは対象疾患が一部異なります。

駐車禁止除外指定車標章について

下記の要件に該当する障害者が自動車で外出をする場合、駐車禁止等の対象から除外されます。あらかじめ警察署で手続きをして、「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受け、駐車時に車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。

標章があっても交差点や横断歩道から5メートル以内など駐車できない箇所がありますのでご注意ください。

障害等区分	等級等	
視覚障害	4級の1まで	
聴覚障害	3級まで	
平衡機能障害		
上肢不自由	2級の2まで	
下肢不自由	4級まで	
体幹不自由	3級まで	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）まで
	移動機能	4級まで
心臓機能障害	3級まで	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸機能障害		
免疫機能障害		
肝臓機能障害		
知的障害者	A判定	
精神障害者	1級	
色素性乾皮症	(小児慢性特定疾患児手帳を所持)	

※ 上記に該当しない方でも、平衡、下肢、体幹、移動、内部障害で身体障害者手帳をお持ちの方、また特定疾患医療受給者票をお持ちの難病の方は、おもいやり駐車場（車いすマークの駐車場等）を利用するための「京都おもいやり駐車場利用証」が交付されます。

タクシーやフロンティアの利用券について

下記の要件に該当する在宅の障害者に「綾部市在宅重度心身障害者移動支援事業利用券」を年に1回交付します。利用券は1枚100円で50枚、5千円分で、下記の事業所のタクシー代、移送サービスの利用料の支払いに使用できます。

利用できる事業所

- ・日交タクシー
- ・中央タクシー
- ・特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
- ・あやべ介護タクシー
- ・チームいずみ介護タクシー
- ・ウェルビータナカ
- ・KTN介護タクシー

障害等区分	等級等	
視覚障害	2級まで	
下肢不自由	2級まで 一下肢の障害程度が3級で一上肢4級以上	
体幹不自由	2級まで 体幹の障害程度が3級で一上肢4級以上	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能	2級まで
心臓機能障害	1級	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸機能障害		
免疫機能障害	2級まで	
肝臓機能障害	1級	
知的障害者	A判定	

※ 所得による制限があります。(世帯員の市町村民税所得割額を合計し、23万5千円未満であること。)

※ 在宅(施設入所されていないこと。)であることが条件です。(グループホーム・ケアハウスへ入居されている方、入院中の方は在宅であるとみなします。)

自動車税（種別割・環境性能割）の減免について

障害者のためにもっぱら使用される自動車について要件に該当すれば、（軽）自動車税（種別割・環境性能割）が免除されます。

○次のうちいずれかに該当する自動車であること

- ①もっぱら（7割以上）障害者本人が運転する自動車
- ②障害者と生計を一にする方が、もっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する自動車
- ③障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が、もっぱら障害者の移動手段として継続的に運転する自動車

○自動車税（種別割）については、45,000円（総排気量2.5リットル以下の自家用乗用車の年税相当額まで）が減免限度額です。これ以上自動車税（種別割）がかかる自動車の場合は差額を負担いただきます。

○年度途中に申請する場合は、申請日の翌月以降分から月割で計算した額が減免されます。ただし、軽自動車税（種別割）については年度単位の減免となり、納期限（原則として4月30日）までに申請をすることにより当該年度の税が減免されます。

○障害等級等の条件（普通車及び軽自動車）

障害等区分		等級等
視覚障害		4級まで
聴覚障害		
平衡機能障害		5級まで
音声機能障害(喉頭摘出によるものに限る) ※障害者本人が所有(取得)かつ運転する自動車に限る		3級
上肢不自由		3級まで
下肢不自由		6級まで
体幹不自由		5級まで
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	3級まで
	移動機能	6級まで
心臓機能障害		4級まで
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう または直腸機能障害		
小腸機能障害		
免疫機能障害		
肝臓機能障害		
知的障害者		A判定
精神障害者		1級

○普通自動車の所有者等の条件

障害者の状況・障害の程度等		所有(取得)者	運転者
障害者の方が18歳以上の場合	①障害者の方が生徒または学生	障害者本人または障害者と生計を一にする方	障害者本人または障害者と生計を一にする方
	②重度の障害者の方 (身体障害者手帳の1級または2級及び療育手帳Aの方)		
	③精神障害の程度が1級または1級と同程度の方		
	④上記①～③以外の場合	障害者本人	
障害者の方が18歳未満の場合		障害者と生計を一にする方	障害者と生計を一にする方
音声機能障害の方の場合		障害者本人	障害者本人
障害者のみで構成される世帯の障害者の方の場合			常時介護する方

○軽自動車の所有者等の条件

所有(取得)者	運転者
障害者本人または障害者と生計を一にする方	障害者本人または障害者と生計を一にする方

障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

1. アイカルディ症候群	58. 加齢黄斑変性	114. 後天性赤芽球癆
2. アイザックス症候群	59. 肝型糖原病	115. 広範脊柱管狭窄症
3. IgA腎症	60. 間質性膀胱炎（ハンナ型）	116. 膠様滴状角膜ジストロフィー
4. IgG4関連疾患	61. 環状20番染色体症候群	117. 抗リン脂質抗体症候群
5. 亜急性硬化性全脳炎	62. 関節リウマチ	118. コケイン症候群
6. アジソン病	63. 完全大血管転位症	119. コステロ症候群
7. アッシャー症候群	64. 眼皮膚白皮症	120. 骨形成不全症
8. アトピー性脊髄炎	65. 偽性副甲状腺機能低下症	121. 骨髓異形成症候群
9. アペール症候群	66. ギャロウェイ・モフト症候群	122. 骨髓線維症
10. アミロイドーシス	67. 急性壊死性脳症	123. ゴナドトロピン分泌亢進症
11. アラジール症候群	68. 急性網膜壊死	124. 5p欠失症候群
12. アルポート症候群	69. 球脊髄性筋萎縮症	125. コフィン・シリス症候群
13. アレキサンダー病	70. 急速進行性糸球体腎炎	126. コフィン・ローリー症候群
14. アンジェルマン症候群	71. 強直性脊椎炎	127. 混合性結合組織病
15. アントレー・ビクスラー症候群	72. 巨細胞性動脈炎	128. 鰓耳腎症候群
16. イソ吉草酸血症	73. 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	129. 再生不良性貧血
17. 一次性ネフローゼ症候群	74. 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	130. サイトメガロウィルス角膜内皮炎
18. 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	75. 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	131. 再発性多発軟骨炎
19. 1p36欠失症候群	76. 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	132. 左心低形成症候群
20. 遺伝性自己炎症疾患	77. 筋萎縮性側索硬化症	133. サルコイドーシス
21. 遺伝性ジストニア	78. 筋型糖原病	134. 三尖弁閉鎖症
22. 遺伝性周期性四肢麻痺	79. 筋ジストロフィー	135. 三頭筋素欠損症
23. 遺伝性膀胱炎	80. クッシング病	136. CFC症候群
24. 遺伝性鉄芽球性貧血	81. クリオピリン関連週期熱症候群	137. シェーグレン症候群
25. ウィーバー症候群	82. クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	138. 色素性乾皮症
26. ウィリアムズ症候群	83. クルーゾン症候群	139. 自己貪食空胞性ミオパチー
27. ウィルソン病	84. グルコーストランスポーター1欠損症	140. 自己免疫性肝炎
28. ウエスト症候群	85. グルタル酸血症1型	141. 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※）
29. ウェルナー症候群	86. グルタル酸血症2型	142. 自己免疫性溶血性貧血
30. ウォルフラム症候群	87. クロウ・深瀬症候群	143. 四肢形成不全
31. ウルリッヒ病	88. クローン病	144. シトステロール血症
32. HTLV-1関連脊髄症	89. クロンカイト・カナダ症候群	145. シトリン欠損症
33. ATTR-X症候群	90. 痙攣重積型（二相性）急性脳症	146. 紫斑病性腎炎
34. ADHD分泌異常症	91. 結節性硬化症	147. 脂肪萎縮症
35. エーラス・ダンロス症候群	92. 結節性多発動脈炎	148. 若年性特発性関節炎
36. エプスタイン症候群	93. 血栓性血小板減少性紫斑病	149. 若年性肺気腫
37. エプスタイン病	94. 限局性皮質異形成	150. シャルコー・マリー・トゥース病
38. エマヌエル症候群	95. 原発性局所多汗症	151. 重症筋無力症
39. 遠位型ミオパチー	96. 原発性硬化性胆管炎	152. 修正大血管転位症
40. 円錐角膜	97. 原発性高脂血症	153. ジュベール症候群関連疾患
41. 黄色靑帯骨化症	98. 原発性側索硬化症	154. シュワルツ・ヤンペル症候群
42. 黄斑ジストロフィー	99. 原発性胆汁性胆管炎	155. 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
43. 大田原症候群	100. 原発性免疫不全症候群	156. 神経細胞移動異常症
44. オクシピタル・ホーン症候群	101. 顕微鏡的大腸炎	157. 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
45. オスラー病	102. 顕微鏡的多発血管炎	158. 神経線維腫症
46. カーニー複合	103. 高IgD症候群	159. 神経フェリチン症
47. 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	104. 好酸球性消化管疾患	160. 神経有棘赤血球症
48. 潰瘍性大腸炎	105. 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	161. 進行性核上性麻痺
49. 下垂体前葉機能低下症	106. 好酸球性副鼻腔炎	162. 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
50. 家族性地中海熱	107. 抗糸球体基底膜腎炎	163. 進行性骨化性線維異形成症
51. 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	108. 後縦靑帯骨化症	164. 進行性多巣性白質脳症
52. 家族性良性慢性天疱瘡	109. 甲状腺ホルモン不応症	165. 進行性白質脳症
53. カナバン病	110. 拘束型心筋症	166. 進行性ミオクローヌステんかん
54. 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	111. 高チロシン血症1型	167. 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
55. 歌舞伎症候群	112. 高チロシン血症2型	168. 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
56. ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	113. 高チロシン血症3型	169. スタージ・ウェーバー症候群
57. カルニチン回路異常症		

170. スティーヴンス・ジョンソン症候群	226. 短腸症候群	280. 肥大型心筋症
171. スミス・マガニス症候群	227. 胆道閉鎖症	281. 左肺動脈右肺動脈起始症
172. スモン	228. 遅発性内リンパ水腫	282. ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
173. 脆弱X症候群	229. チャージ症候群	283. ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
174. 脆弱X症候群関連疾患	230. 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	284. ビッカースタッフ脳幹脳炎
175. 成人ステル病	231. 中毒性表皮壊死症	285. 非典型溶血性尿毒症症候群
176. 成長ホルモン分泌亢進症	232. 腸管神経節細胞僅少症	286. 非特異性多発性小腸潰瘍症
177. 脊髄空洞症	233. TSH 分泌亢進症	287. 皮膚筋炎/多発性筋炎
178. 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	234. TNF 受容体関連周期性症候群	288. ひまん性汎細気管支炎
179. 脊髄髄膜瘤	235. 低ホスファターゼ症	289. 肥満低換気症候群
180. 脊髄性筋萎縮症	236. 天疱瘡	290. 表皮水疱症
181. セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	237. 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	291. ヒルシスブルング病 (全結腸型又は小腸型)
182. 前眼部形成異常	238. 特発性拡張型心筋症	292. VATER 症候群
183. 全身性エリテマトーデス	239. 特発性間質性肺炎	293. ファイファー症候群
184. 全身性強皮症	240. 特発性基底核石灰化症	294. ファロー四徴症
185. 先天異常症候群	241. 特発性血小板減少性紫斑病	295. ファンコニ貧血
186. 先天性横隔膜ヘルニア	242. 特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	296. 封入体筋炎
187. 先天性核上性球麻痺	243. 特発性後天性全身性無汗症	297. フェニルケトン尿症
188. 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	244. 特発性大腿骨頭壊死症	298. フォンタン術後症候群
189. 先天性魚鱗癬	245. 特発性多中心性キャッスルマン病	299. 複合カルボキシラーゼ欠損症
190. 先天性筋無力症候群	246. 特発性門脈圧亢進症	300. 副甲状腺機能低下症
191. 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	247. 特発性両側性感音難聴	301. 副腎白質ジストロフィー
192. 先天性三尖弁狭窄症	248. 突発性難聴	302. 副腎皮質刺激ホルモン不応症
193. 先天性腎性尿崩症	249. ドラベ症候群	303. ブラウ症候群
194. 先天性赤血球形成異常性貧血	250. 中條・西村症候群	304. ブラダー・ウィリ症候群
195. 先天性僧帽弁狭窄症	251. 那須・ハコラ病	305. プリオン病
196. 先天性大脳白質形成不全症	252. 軟骨無形成症	306. プロピオン酸血症
197. 先天性肺静脈狭窄症	253. 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	307. PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
198. 先天性風疹症候群	254. 22q11.2 欠失症候群	308. 閉塞性細気管支炎
199. 先天性副腎低形成症	255. 乳幼児肝巨大血管腫	309. β -ケトチオラーゼ欠損症
200. 先天性副腎皮質酵素欠損症	256. 尿素サイクル異常症	310. ベーチェット病
201. 先天性ミオパチー	257. ヌーナン症候群	311. ベスレムミオパチー
202. 先天性無痛無汗症	258. ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	312. ヘパリン起因性血小板減少症
203. 先天性葉酸吸収不全	259. ネフロン癆	313. ヘモクロマトーシス
204. 前頭側頭葉変性症	260. 脳クレアチン欠乏症候群	314. ベリー症候群
205. 早期ミオクロニー脳症	261. 脳髄黄色腫症	315. ペルーシド角膜辺縁変性症
206. 総動脈幹遺残症	262. 脳表ヘモジゲリン沈着症	316. ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
207. 総排泄腔遺残	263. 膿疱性乾癬	317. 片側巨脳症
208. 総排泄腔外反症	264. 嚢胞性線維症	318. 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
209. ソトス症候群	265. パーキンソン病	319. 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
210. ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266. パージャー病	320. 発作性夜間ヘモグロビン尿症
211. 第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267. 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	321. ホモシスチン尿症
212. 大脳皮質基底核変性症	268. 肺動脈性肺高血圧症	322. ボルフィリン症
213. 大理石骨病	269. 肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	323. マリネスコ・シェーグレン症候群
214. ダウン症候群	270. 肺胞低換気症候群	324. マルフアン症候群
215. 高安動脈炎	271. ハッチンソン・ギルフォード症候群	325. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
216. 多系統萎縮症	272. バッド・キアリ症候群	326. 慢性血栓栓性肺高血圧症
217. タナトフォリック骨異形成症	273. ハンチントン病	327. 慢性再発性多発性骨髄炎
218. 多発血管炎性肉芽腫症	274. 汎発性特発性骨増殖症	328. 慢性膀胱炎
219. 多発性硬化症/視神経脊髄炎	275. PCDH19 関連症候群	329. 慢性特発性偽性腸閉塞症
220. 多発性軟骨性外骨腫症	276. 非ケトーシス型高グリシニン血症	330. ミオクロニー欠神てんかん
221. 多発性嚢胞腎	277. 肥厚性皮膚骨膜炎	331. ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
222. 多脾症候群	278. 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
223. タンジール病	279. 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
224. 単心室症		
225. 弾性線維性仮性黄色腫		

332. ミトコンドリア病	346. 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	358. 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
333. 無虹彩症	347. 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	359. ルビンシュタイン・テイビ症候群
334. 無脾症候群	348. 4p 欠失症候群	360. レーベル遺伝性視神経症
335. 無βリポタンパク血症	349. ライソゾーム病	361. レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
336. メープルシロップ尿症	350. ラスムッセン脳炎	362. 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
337. メチルグルタコン酸尿症	351. ランゲルハンス細胞組織球症	363. レット症候群
338. メチルマロン酸血症	352. ランドウ・クレフナー症候群	364. レノックス・ガストー症候群
339. メビウス症候群	353. リジン尿性蛋白不耐症	365. ロスムンド・トムソン症候群
340. メンケス病	354. 両側性小耳症・外耳道閉鎖症	366. 肋骨異常を伴う先天性側弯症
341. 網膜色素変性症	355. 両大血管右室起始症	
342. もやもや病	356. リンパ管腫症/ゴーハム病	
343. モワット・ウイルソン症候群	357. リンパ脈管筋腫症	
344. 薬剤性過敏症候群		
345. ヤング・シンプソン症候群		

【令和3年11月見直し分まで反映】

★ 市内の障害福祉サービス事業所

サービス種類	事業所名	所在地	電話番号
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 【移動支援】 【訪問入浴】	2611800042 (福)綾部市社会福祉協議会 ホームヘルプセンター さわやか	623-0012 川糸町南古屋敷5番地の1	0773-43-2881
居宅介護 重度訪問介護	2611800083 ニチイケアセンター綾部	623-0011 青野町館ノ後47番地	0773-40-1405
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2611800315 ふきのとう訪問介護事業所 あやべ	623-0042 岡町長田3番地の1	0773-43-0822
居宅介護 重度訪問介護 【移動支援】	2611800117 ミストラル介護センター綾部	623-0222 栗町土居ノ内31番地	0773-47-5333
居宅介護 重度訪問介護	2611800018 綾部東部在宅介護 支援センター	629-1242 十倉名畑町久瀬谷2番地	0773-46-0101
居宅介護 重度訪問介護 【移動支援】	2611800091 在宅ケアステーションげんき	623-0066 駅前通り1番地	0773-43-1133
【日中一時支援】	ありたんぽぽ	623-0011 青野町鶴ノ目11番地の51	0773-42-8951
就労移行支援 就労継続支援(B型)	2611800125 ともの家	623-0061 天神町17番地	0773-42-1239
生活介護 就労継続支援(B型) 【訪問生活介護】 【日中一時支援】	2611800174 あやべ作業所	623-0362 物部町博労坂26番地	0773-49-0434
就労継続支援(B型)	2611800265 ワークショップ サクラティエ	623-0011 青野町西青野18	0773-43-3367
就労移行支援 就労継続支援(B型) 就労定着支援	2611800158 いかるがの郷	623-0031 味方町アミダジ12-1	0773-40-5388
就労継続支援(B型)	2611800323 ゆらがわの郷	623-0031 味方町石風呂25-1	0773-45-3820
就労継続支援(B型)	2611800331 就労継続支援B型事業所 PLUM OFFICE	623-0103 梅迫町新町62-1	0773-51-0012

生活介護 就労継続支援(B型) 短期入所 施設入所支援	2611800018、2611800257(短期) いこいの村栗の木寮	629-1242 十倉名畑町久瀬谷2番地	0773-46-0101
児童発達支援	2681800013 綾部市療育教室	623-0011 青野町東馬場下15-6 綾部市保健福祉センター内	0773-42-0111
放課後等デイサービス 【日中一時支援】	2651800050 らいく	623-0043 上延町岩鼻68	0773-21-7029
児童発達支援 放課後等デイサービス 【日中一時支援】	2651800068 あんじゅとよさと	623-0222 栗町土井ノ内31	0773-47-5007
共同生活援助	2621800016 グループホーム「ゆうゆう荘」	623-0362 物部町岸田7番地	0773-49-1182
共同生活援助	2621800131 ゆらりんホーム	623-0037 並松町寺下7-2	0773-42-1239
共同生活援助	2621800164 ケアホーム いこいの村・コスモス寮	629-1242 十倉名畑町折紙田18-3	0773-46-0101
共同生活援助	2621800289 にっこりホーム	623-0011 青野町西青野21番2	0773-21-1423
共同生活援助	2621800297 陽だまりの里さんさん上石	623-0033 寺町上石28番地の6	0773-21-2634
共同生活援助	2621800305 グループホームKOMOREBI	623-0026 神宮寺町筋違畑2-1	0773-52-1790
計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	2631800212、2671800023(児) 生活支援センター「えがお」	623-0011 青野町西青野18番地	0773-43-3553
計画相談支援	2631800204 就労生活支援センターいかるが	623-0031 味方町アミダジ12-1	0773-40-5388
計画相談支援 障害児相談支援	2631800022、2671800031(児) あやべ生活サポートセンター・ 相談支援事業所	623-0012 川糸町南古屋敷5-1 綾部市社会福祉協議会内	0773-43-2881
計画相談支援 障害児相談支援	2631800238、2671800049(児) 綾部市聴覚言語障害者 支援センター	623-0011 青野町西青野18番地	0773-40-1260
【地域活動支援センター】	綾部市地域活動支援センター 「のぞみ」	623-0011 青野町東馬場下15-6 綾部市保健福祉センター内	0773-42-0111
放課後等デイサービス	2652600145 うん・ぱっぱ	620-0036 福知山市字中ノ250-54	0773-24-3244

【訪問入浴】	アサヒサンクリーン 在宅介護センター福知山	620-0940 福知山市駅南町三丁目 101 アルファユービル1階A号室	050-3317-7322
居宅介護 重度訪問介護 【移動支援】	2612600383 有限会社 コアライフ	620-0058 福知山市厚 235 2F	0773-23-0255
【日中一時支援】	ききょうの杜	620-0859 福知山市桔梗が丘6-3-1	0773-20-3111
【日中一時支援】	むとべ翠光園	620-0845 福知山市長田上松 2707-1	0773-27-0678
【日中一時支援】	みずなぎ学園	624-0955 舞鶴市丸田小字天神 340	0773-82-9510

【令和5年7月現在】



制度についてのお問い合わせ、ご相談は・・・

綾部市福祉保健部障害者支援課へ

電 話 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 5 4 (障害者福祉担当)

 0 7 7 3 - 4 2 - 4 3 1 8 (相談支援担当)

ファクス 0 7 7 3 - 4 2 - 8 9 5 3

電子メール shogaihashien@city.ayabe.lg.jp